

官報 号外

昭和六十年五月三十一日

○第一百二回 参議院会議録第十九号

昭和六十年五月三十一日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十号

昭和六十年五月三十一日

午前十時開議

第一 國務大臣の報告に関する件(昭和五十八年度決算の概要について)

第二 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 児童扶養手当法の一部を改正する法律案(第百一回国会衆議院送付)

第四 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 國際通光振興会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関する承認を求める件(衆議院送付)

第七 中小企業技術開発促進臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第八 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部の設置に関し承認を求める件(衆議院送付)

第九 農業災害補償法の一部を改正する法律案

し出がございました。
いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(木村睦男君) 御異議ないと認めます。よって、いずれも許可することに決しました。

大蔵大臣から発言を求められております。発言

を許します。竹下大蔵大臣。

○國務大臣(竹下登君) 日程第一 國務大臣の報告に

に関する件(昭和五十八年度決算の概要について)

大蔵大臣から発言を求められておりました。

を許します。竹下大蔵大臣。

○國務大臣(竹下登君) 拍手

計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につきまして、その概要を御説明申し上げます。

昭和五十八年度予算是、昭和五十八年四月四日に成立いたしました。

この予算是、臨時行政調査会による改革方策の着実な実施を図るなど、歳出面においては、経費の徹底した節減合理化によりその規模を厳しく抑制しつつ、限られた財源の中で各種施策について優先順位の厳しい選択を行い、質的な充実に配意するとともに、歳入面においても、税外収入等につき極力見直しを行い、これにより、公債発行額を可能な限り抑制することを基本方針として編成されたものであります。

月二十四日その成立を見ました。

さらに補正予算が編成され、昭和五十九年二月二十四日その成立を見ました。

この補正予算では、昭和五十八年の年内減税等に對処するとともに、特例公債の増額を行わず、既定経費の節減、予備費の減額、税外収入の増加、前年度剰余金の受け入れにより、義務的経費の追加等通常の追加財政需要を賄うこととし、災害復旧費の追加については、建設公債の追加発行によることといたしました。

この補正によりまして、昭和五十八年度一般会

計予算は、歳入歳出とも五十兆八千三百九十四億円余となりました。

以下、昭和五十八年度決算につきまして、その内容を御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして歳入の決算額は五十一兆六千五百二十九億円余、歳出の決算額は五十六千三百五十三億円余でありまして、差し引き一兆百七十五億円余の剰余を生じました。

この剰余金は、昭和五十九年度へ繰り越ししま

た歳出予算の財源等に充てるものであります。

財政法第四十一条の規定によりまして、一般会計の昭和五十九年度の歳入に繰り入れ済みであります。

なお、昭和五十八年度における財政法第六条の純剰余金は二千五百六億円余となります。

以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額五十兆八千三百九十四億円余に比べて八千百三十四億円余の増加となるのであります。この増加額には、前年度剰余金受け入れが予算額に比べて増加した額五千五百四十億円余が含まれておりますので、これを差し引きますと、昭和五十八年度の歳入の純増加額は二千五百九十四億円余となるのであります。その内訳は、租税及び印紙収入、雑収入等における増加額五千六百三十億円余、公債金における減少額三千三十六億円余となつております。

一方、歳出につきましては、予算額五十兆八千三百九十四億円余に、昭和五十七年度からの繰越額五千五百四十億円余を加えました歳出予算現額五十一兆三千九百三十四億円余に対しまして、支出済み歳出額は五十兆六千三百五十三億円余でありまして、その差額七千五百八十一億円余のうち、昭和五十九年度に繰り越しました額は六千九十一億円余となつており、不用となりました額は一千三百九十億円余となつております。

なお、昭和五十六年度の決算上の不足に係る国債整理基金からの繰り入れ相当額二兆二千五百二

十四億円余につきましては、法律の規定に従い、

官 報 (号 外)

同基金に繰り戻しております。

次に、予備費でありますか。昭和五十八年度一般会計における予備費の予算額は一千百億円であり、その使用額は千八百四十七億円余であります。

次に、昭和五十八年度の特別会計の決算であります。同年度における特別会計の数は三十九であります。これらの決算の内容につきましては、特別会計歳入歳出決算によつて御了承願いたいと存じます。

資金の受け入れ及び支払いがありますが、同資金への収納済み額は三十三兆千二百八十四億円余であります。この資金からの一般会計等の歳入への組み入れ額等は三十三兆九千八十三億円余でありますので、差し引き二百億円余が昭和五十八年度末の資金残額となります。これは、主として国税に係る還付金として支払い決定済みのもので、年度内に支払いを終わらなかつたものであります。

次に、昭和五十八年度の政府関係機関の決算の内容につきましては、それぞれの決算書によつて御了承願いたいと存じます。

以上が、昭和五十八年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書の概要であります。

(拍手) 何とぞ御審議のほどお願い申し上げます。

○目黒今朝次郎君登壇、拍手
て、ただいま議題となりました昭和五十八年度決算並びに決算に関連する諸問題について、中曾根総理及び関係各大臣に質問いたします。

運営について伺います。

五十八年二月を底に、戦後最大の不況と言われた第二次石油ショックに伴う経済の停滞は回復に向かへ、それ以後今日まで景気は回復広大の方

ようとされるのか、具体案を明らかにした總理の答弁を求めます。

五十年代後半の財政問題の焦点は、財政再建が最優先の政治課題とされたことであり、赤字国債の脱却をどう図っていくかということであったと

思います。五十八年度決算は、政府が公約してきた五十九年度赤字国債脱却の目標が完全に失敗に歸した年度であります。鈴木前内閣の財政収支計

算では、五十八年度の赤字国債発行額は二兆円程度となっておりましたが、決算では六兆六千七百六十四億円が発行され、計画の三倍を超える発行額

に追い込まれ、五十九年度赤字国債脱却が完全に破綻したことは御承知のとおりであります。赤字国債脱却の大攻の原因は用意につづか。そして、

國に於ける外國の貿易の原因には何がいたのか、そして再びその失敗を繰り返さないために何をなすべきか、總理及び大藏大臣の答弁を求めます。

中曾根内閣は、これまでの財政再建が五年程度と期間が短過ぎたことが失敗の一因だとして、財政再建期間を七年間に延長し、五十九年度以降毎

年度一兆円の赤字国債発行減額を行うことで六十五年度脱却の公約を国民の前に提示しております。しかし、初年度の五十九年度は五千一百五十五

億円、六十年度は七千二百五十億円の赤字国債減額にとどまり、計画達成には六十一年度以降毎年一度一兆一千五百億円の発行減額を必要とします。

これは、五十九年度対比で二・二倍、六十年度対比で一・五倍の赤字国債減額で、しかも五年間連続しなければなりません。この実行は安易でな

く、過去何回かの財政再建が挫折、崩壊したと同じ軌道に落ち込んでいるようと思われてなりません、手を貸すことはもう止め、こいつは

いかに早速期間を七年に延長した結果に、その評価と今後の見通しをたどしたいと存じます。

さらに政府は、財政再建のいま一つの目標として、財政の対応力の強化を掲げておりますが、決算の数字から見る限り、赤字国債依存度、国債償還率、国債償還率、建設国債と赤字国債の発行比率及

曾根総理のせりふがありますが、一般歳出伸び率はゼロないしマイナスという予算で、防衛費だけは五十八年度六・五%、五十九年度六・六%、六十年度六・九%と異常突出であり、しかも年々伸び率を引き上げておりますことは異常であり、聖域扱い以外の何物でもありません。他方、国民生活関連経費や社会保障費、農業、中小企業など経済的弱者向けの経費は血も涙もない切り込み削減を行っており、これは防衛費捻出のための歳出削減としか国民には映りませんが、政府は財政運営の姿勢を改めるべきだと思いますが、いかがですか。

さらに、歳出削減のしわ寄せは公共事業にも及び、五十六年度以降五年間にわたって伸び率ゼロないしマイナスとなっております。この結果、政府の公共事業長期計画は軒並みべたおくれとなっています。このことに関連して、中曾根内閣の経済政策の羅針盤とも言える「一九八〇年代経済社会の展望と指針」でうたっているように、我が国との社会資本サービスはおくれており、その一層の充実が求められています。これにこたえるため、「財政の制約のもとではあるが、快適な国民生活を実現する基盤の着実な整備を促進する」という公約がありますが、この公約に違反した政策運営になっているではありませんか。また、異常な政府の社会資本投資の削減が内需型経済成長の足を大きく引っ張っていることなどを考慮した場合に、社会資本整備に対する対策の変更を行なうべきであるとも考えますが、いかがですか。総理、大蔵大臣の答弁を求めます。

第三に、税問題について質問いたします。

中曾根総理は、今国会で戦後税制の見直しを打ち出されました。が、今、国民が一番望んでいるのは公正、公平な税制ではないかと思います。不公平税制の象徴とも言われるクロヨンについても、財政当局は建前論に終始し、その存在すら真正面から認めていないよう思われますが、そうした

九三

五十九八年度の会計検査院の決算検査報告では、百九十一の税務署において徴収不足等の事態を指摘しております。さらに、最近の新聞報道では、首都圈の赤字会社を調査したところ、八五名が税金逃れのインチキ赤字であり、弁護士の所得調査では九二%の人が税金をまかしておらず、その他ペチンコ業、不動産業など、例年脱税の高ランクの業種は相変わらず多額の脱税を行なうなど、まさにまじめに働く納税者から見れば、やり場のない怒りが充满しているのが実情であります。(ま)た、我が国の企業の海外進出の増加に伴い、海外の系列会社を利用したり、税金逃避地を利用するが蔓延することを放置しておいて税制改正を唱えても國民は政府を信頼しないと思いますが、税制度の改革の手順、方法の問題について、総理、大蔵大臣の見解を求めます。

最重要の輸送問題として、論議がなされ、輸送の問題であります。第一回は、新聞論や、動車論、切り札として世論を運営するなれば、議員会員ではない。政黨はひとつだけ、教育院の方のほうには、鉄の性格意見がくつなばり、法を定めたり、対応運営の大本盤最後

五に、国鉄再建問題は国の財政再建に極めて
なかかわりを持つ政治課題であります。しかし
国鉄再建監理委員会は今まで参議院の運
営を決算、予算委員会への出席に極めて消極的で
出席しても亀井委員長の答弁は極めて抽象的
具体性がなく、参議院運輸委員会では一切議
論を十二分割するとか、あるいは余剰人員の首
をかみ合いません。しかし、一方ではテレビや
を悪用して、北海道、四国、九州の離島分割
本州を新幹線別に四つに分割するとか、自
由競争行為である仁杉国鉄統裁の更迭を表明す
る基準を示すなど、次々とアドバルーンを上げ
て、その秘密主義、独善主義、思い上がりの
対して社会党は強い不満を表明し、かかる
論の動向を見きわめております。あまつさ
れ、財政再建にも寄与しないと信じます。
政府はかかる運営のあり方に厳しく注目すべき
こと、ど国会の関係委員会に具体的問題を提起し
て、七月下旬の答申を控えた今日、亀井委員長
はついに意見の交換をすることはもちろん、現在
のところは実施しているようだ、例えば中央、地
方公聴会を開いて国民の意見を聞くこと、二つ目
は各政党と意見を十分に交換すること、三つ目
は國連連する労使の意見を十分聞くこと、また國
外の意見から、利用者あるいは利用者の代表の
意見を聞くこと、あるいは地方自治体の意見を開
くべきではないと信じます。監理委員会の運
営の改革並びに特別立法について、総理及び運
輸大臣の見解と答弁を求めます。

○いき質問工事が。から以して需に土着経し下ざあら当知内までれ濟済景まざり自由同時界経て種目花動

（中曾根） 需主導刑 檢査院のため私の度までの世界経済は保護主義がたたかうたる第二次世界大戦中の第二次五十九年年度は誤りましておきまことにあります。政府当初は通し三、五十九年年度も大変な年で、我々は維持ある対策をとりましたが、これがまた大いに効果的拡大をもたらすものとなりました。しかし、これが見込みますと、今後は維持ある対策をとらなければなりません。このことは、御指摘のように、必ずしも大いに効果的拡大をもたらすものとなります。

この堅持の理由は、貿易擴張強化による國つての外経済に於ける發展途にござる。主義の抑止と擴張とのとが、曾根康弘によれば、院法改進の質問をいうことである。

止に終わります。運官方針を掲載します。日本君登壇のとき、上國の洋上に立つもりで、国家といふことをさらに堅実な関係の形態として、上に上がつて、貿易引き取ります。

貿易にお答えを
・拍手】
所についての御
と、内需が下
わりでございま
う関係が予想
されています。しか
は増加等から内
まして、さら
に内需を中心につ
ては、当初の
ではございま
る二・一%に
おとどおりでご
ておるわけで
は、G.N.P.の
おりまして、
おつてきており
いると考えら
は機動的な經
じたしまして
ありでござい
ります。

www.nature.com/scientificreports/

セスの一層の改善に努めると同時に、アメリカの高金利あるいは強いドル、ドル高の是正等についても努力してまいります。政府といたしましては、先ほど申し上げましたように、第二次石油危機という予期せぬ事態のために五十九年度赤字公債依存体質からの脱却の実現は不可能になりまして、まことに遺憾でございます。政府といたしましては、新しい内閣のもとに、六十五年度特例公債依存体質から脱却という新しい努力目標をつくりまして、そのために今全力を尽くしておるところでございます。そのためには歳出歳入の徹底的な見直し、あるいは税外収入の増大、あるいは民活の活用等々を今行い、さらに経済政策の運用も機動的に行なうように努力しておるところでございます。五十九年度、六十年度予算におきましても、歳出歳入の一般的、総合的な見直しを行いまして、皆様方にいろいろ御審議を願つたところでございます。

我が国の財政事情は、中期的展望におきましても依然として厳しい状況に置かれております。

したがいまして、六十五年度赤字公債依存体質からの脱却という努力目標の達成は容易ならざる課題ではあると思いますが、これが着実な実現に向けて今後とも努力してまいります。

財政体質の改善に関する評価の問題でございますが、公債依存度の低下が見られておりまし

て、財政体質は徐々ではございますが改革されて

いると思うでございます。歳出額に対する公債依存度を見ますと、五十四年度におきましては三

四・七%でございましたが、本年度の見通しは二

二・二%に公債依存度を下げておるわけでござい

ます。しかし、なお我が国は巨額の公債残高を抱え、利払いについても相当の経費を今配当してお

るわけでございまして、このために政府はさらに六十五年度特例公債依存体質からの脱却の目標に向けた全力を尽くさなければならないと考えております。

次に、予算編成に関する練り延べそのほかの措

置に関する御質問でございますが、昭和六十年度予算は、財政改革等を強力に推進するという基本方針のもとに、歳出の徹底した節減合理化を基本的に行なうように努力したつもりで、そのためには、それぞれの財政事情のもとに種々の工夫を行なった、ぎりぎりの努力を払つたところでございます。福祉予算につきましても、老人であるとかあるは心身障害者福祉施策の充実であるとか、保健事業や高齢者の就業機会の確保等についてはきめ細かく配慮したところでございます。防衛費につきましても、我が国に必要なぎりぎりの最小限の防衛費を計上したものでございます。社会保障費と防衛費の比率にいたしましても、本年度予算におきましては社会保障関係費が九兆五千億、防衛関係費が三兆一千億、約三分の一というところでございますので、バランスはとれているものと考えております。

公共事業費の関係につきましては、この厳しい財政事情のもとにおきまして、実質的に社会資本の整備に重点を配慮しつつ事業費をふやすよう

に努力したところでございます。大体、事業費とい

たしましては、昨年度に比べて三・七%上回る水準を確保する予定でございます。

次に、税制改革の問題でございますが、おっしゃるように税制の基本は公平、公正というところが基本であると思います。さらに私は、シャウブ以来の税制の大改革を課題として受けとめておりまして、公平、公正、簡素、選択、活力という点に重点を置いて見直していただきたく存じておるところでございます。租税特別措置につきましては、一貫して整理合理化に努めているところでもございますが、五十九年度の改正におきましても

帳簿その他の納税環境の整備等につきまして御審議も願い、努力をしておるところでございます。

なお、執行面につきましても、適正かつ公平な課税を実現するため努力しております。今後とも

努力してまいります。

企業経営者の社会的責任につきましては、最

近、リッカーチの事件その他が起つてまして、甚だ残念なことでございます。それとの内容に応じて被害者の救済、事故原因の究明、法律的責任の追及等に努力し、今後ともこの方針は不変でございます。

企業の経営者も社会的責任を自覚さ

れてその社会的責任の遂行に努力することは、も

とより企業が社会の構成員の一員であることから

当然のことでありまして、この点は大いに企業の皆様方にも自戒を求めるところでございます。

国鉄再建監理委員会の運営の方針でございますが、私は鶴井委員長は実によくやつてくださつて

いると感謝しておるところでございます。ほとん

ど本業は放棄いたしましてこの審議会の仕事に専念するぐらに努力しておられるのでございま

す。国会につきましては、出席いたしまして

いる御答弁も申し上げておるところでございます。

國鉄再建監理委員会の運営につきましては、國

鉄当局あるいは組合の皆さん、学識経験者等関係

の第一は、赤字国債脱却が失敗した原因をどうい

うふうに認識しているか、こういう御指摘であります。

残余の答弁は関係大臣からいたします。(拍手) 「国務大臣竹下登君登壇、拍手」 ○国務大臣(竹下登君) まず、日暮さんのお尋ねの第一は、赤字国債脱却が失敗した原因をどういうふうに認識しているか、こういう御指摘であります。

確かに、五十九年脱却、これを目標として財政改革を進めてまいりました。しかし、第二次石油危機という予期せざる事態の発生を契機としまして、我が国経済の成長が大幅に鈍化してこれに伴つて我が国財政の状況は一層厳しいものとなりました。すなわち、五十六年、五十七年と引き続き税収の伸びが急激に鈍化したことによりまして、五十六年度決算では、先ほどの趣旨説明にも申しましたように、多額の決算調整資金からの繰り入れを行ななければならなかつた。また、五十七年度は補正予算において三兆円以上の特例公債の追加発行を余儀なくされた。このような我が国経済、財政を取り巻く環境の大変化と、その結果、遺憾ながら從来の目標としてきた五十九年度脱却の実現を断念せざるを得なくなつた、このような状況でございました。このため、政府は改めて「一九八〇年代経済社会の展望と指針」、これを五八年の八月に閣議決定をして、そこで対象期間中に特例公債依存体質からの脱却に努める、そしていわば再度脱却目標を設定し、今後ともその努力目標の達成に向けて最大限の努力を続けていかなければならぬという状態であります。

それから次の御質問は、数字を正確にお読みになりました。財政の体質の弱体化に対する御指摘であります。

これは總理からもお答えがございましたが、五十四年ピーク時三四・七、そして五十八年は二

会計検査院法の改正問題につきましては、先般來いろいろ御答弁申し上げましたが、いわゆる政策金融に著しい支障を生ずることなく会計検査の充実強化を図ろう、そういう考え方で積極的に会計検査院とも相談し、各省とも協議したところであ

るところです。

会計検査院法の改正問題につきましては、先般

検討いたしまして十分慎重に対処してまいる考え方であり、これは一連輸省の問題にあらずして、おる次第であります。

内閣全体として取り組むべき問題であると考えておる次第であります。

内閣全体として取り組むべき問題であると考えておる次第であります。

内閣全体として取り組むべき問題であると考えておる次第であります。

六・六、それが今日、議了していただきました予算におきましては二二・二、五十九年度予算に比べても一・八ポイント低下をいたしております。これは特例公債の発行が始まった昭和五十年度以降の実績と比べてみましたが、場合には最低の水準と、こうしたことになつております。しかし、六十五年度特例公債依存体質からの脱却は容易なならない課題であります。財政改革の推進は、我が国経済社会の将来の安定と発展にとって避けて通れない国民的課題でございますので、これに向かつて毎年毎年の予算で厳しく対応していくなければならないと考えております。そしていま一つは、いわば残高を見ますと、これは御指摘のようにまさに財政の体質、対応力というものがこれによって弱くなつておるということは否定いたしません。

次に、国債整理基金特会への定率繰り入れ問題であります。

これはやむを得ざる措置として定率繰り入れを停止したところござりますけれども、これは、定率繰り入れは現行の総合減債制度の基本である、したがってこの根幹は維持すべきだ、こういう財政審等の御意見もあります。私どももこの基本は維持していかなければならぬ。しかし、御指摘なさいましたとおり、六十一年度償還財源の繰り入れを行わなければ残高が空っぽになつてしまふ、そういう厳しい状態にあります。したがつて、今後の償還財源の確保につきましては、現行の定率繰入制度を維持することを基本として予算編成に当たつて対応してまいりたい。また、今般、電電株式等の売却可能分を国債整理基金特別会計に帰属させていただきますための法律案も提出をいたしておりますので、何とぞ御審議のほどを賜りたいと思います。

それから防衛費突出、この問題についての御意見を交えた御質問であります。

あらゆる分野に聖域を設けることなく徹底した節減合理化に努めています。この基本の考え方の節減合理化に努めています。この基本の考え方の

もとに立って、防衛予算是結果として、他の諸施策との調和を図りながら、我が國防衛に必要なぎりぎりの調和を図った経費を計上しておるというふうに認識をいたしております。

それから公共事業の問題でござります。

これも総理からお答えがありました。国民生活充実の基盤となる社会資本の整備に重点的に配慮しつつも、国費の抑制が続いてきたことは事実であります。そこで、いろいろ工夫をいたしまして事業費確保に配慮していく、」ことが精いっぱいの努力であったわけであります。

次が、社会資本投資の削減と内需拡大についての問題の御指摘でござります。

社会資本ストックが欧米先進諸国に比べ必ずしも十分でないことは否定できません。欧米諸国の整備水準は長い歴史の結果であります。我が國は確かに高い、倍ぐらい対GNP比ではなるわけであります。したがって、この六十年度予算におきましては、国費総額で前年度を下回る水準としながらも、もちろんの配慮を行つて來たということになります。

税制の問題、これは総理からお答えがございました。したがいまして、私どもも、公平、公正、簡素、選択並びに活力、この基本理念に沿つて、国会で議論された問題点を正確に整理いたしました。そして政府税調で御議論をいたくべき課題であるというふうに考えます。一方、執行面、この問題につきましても、御指摘の趣旨を踏まえ、可能な限りの努力をこれからも重ねてまいるべき課題であるというふうに認識をいたしております。

以上でお答えを終わります。(拍手)

○國務大臣金子一平君登壇、拍手)

成長率に対する内需寄与度の実績は政府の見通しをある程度下回つておることは事実でござります。これは、日本の経済が第二次石油ショックによるデフレ効果の影響を受けたことに加えまして、その後、対外面でも米国景気の急速な後退に伴う世界経済の停滞とアメリカの高金利の影響を受けて、さらに在庫調整が長引いたというような予想以上に調整局面が長期化したことによるものと考えます。

しかし、五十九年度においては、技術革新投資を中心にして設備投資が順調に増加いたしましたために、内需の寄与度は政府見通しを上回り、さらに六十年度におきましても引き続いて内需中心の着実な成長が続くものと見込んでおります。今後も、政府といたしましては、適切な、しかも機動的な経済運営に努力いたしまして、民需中心の景気の持続的拡大に努力してまいります。

以上、お答えいたします。(拍手)

〔國務大臣村田敬次郎君登壇　拍手〕

○國務大臣(村田敬次郎君) 目黒議員にお答え申し上げます。

まず、先生御指摘の四月二十四日に発生いたしました長崎県の高島炭鉱の事故、そしてまた、五月十七日に発生いたしました北海道南大夕張炭鉱の事故についてでございますが、この一連の事故につきましては、通産省といたしましても極めて遺憾なものと受けとめておりますと同時に、事故の究明等を徹底的に行つておることでござります。今後とも保安問題に十分注意をいたしまして、御遺族の処遇等についても万全を期するよう指導してまいりたいと存じております。

次に、リッカーミシン等一連の事件についてでござりますが、御指摘の事案は関係各省広範にわたっております。全般につきましては

は、総理から御答弁がございましたように、企業は社会の重要な構成員の一員であり、企業の経営者が社会的責任を自覚してその遂行に努力することは当然のことと認識をいたしております。法に抵触する問題につきましては、その事実があれば法の裁きを受けることは当然でございますが、通産省いたしましては、今後とも経営者が社会的責任を十分認識して行動していくべきことを期待いたします。

以上、お答えを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣山下徳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(山下徳夫君) 目黒議員の御質問にお答えいたします。

効率的な經營形態の確立等の国鉄事業の再建方策につきましては、政府いたしまして国鉄再建監理委員会に審議をお願いいたしているところでござります。したがつて、御質問の点につきましてどのように対処すべきかは、基本的には再建監理委員会みずからの方針でござります。

なお、私の知る限りでは、龜井委員長は事情の許す限り国会に出席しておられ、今後もその方針で臨まれると理解をいたしており、また再建監理委員会は、従来から関係方面的意見を幅広く聞き、今後もどのような形かは別といたしまして、できる限り関係方面的意見を聞くよう努めいかれるものと承知をいたしております。

余剰人員問題を含む国鉄事業再建の方向につきましては、国鉄再建監理委員会で本年半ばころには最終答申が取りまとめられる予定と伺つております。同委員会の最終答申が得られていない現段階では、解雇するかしないかの論議ができる状況ではないと考えられます。もちろん雇用の問題は国鉄の事業再建を進める上で極めて重要な問題であることによく承知いたしておりますので、その安定には十分留意しながら再建対策を進めていくべきだと考えております。(拍手)

六・六、それが今日、議了していただきました予算におきましては二二・二、五十九年度予算に比べても一・八ポイント低下をいたしております。これは特例公債の発行が始まった昭和五十年度以降の実績と比べてみましたが、場合には最低の水準と、こうしたことになつております。しかし、六十五年度特例公債依存体質からの脱却は容易なならない課題であります。財政改革の推進は、我が国経済社会の将来の安定と発展にとって避けて通れない国民的課題でございますので、これに向かつて毎年毎年の予算で厳しく対応していくなければならないと考えております。そしていま一つは、いわば残高を見ますと、これは御指摘のようにまさに財政の体質、対応力というものがこれによって弱くなつておるということは否定いたしません。

次に、国債整理基金特会への定率繰り入れ問題であります。

これはやむを得ざる措置として定率繰り入れを停止したところござりますけれども、これは、定率繰り入れは現行の総合減債制度の基本である、したがってこの根幹は維持すべきだ、こういう財政審等の御意見もあります。私どももこの基本は維持していかなければならぬ。しかし、御指摘なさいましたとおり、六十一年度償還財源の繰り入れを行わなければ残高が空っぽになつてしまふ、そういう厳しい状態にあります。したがつて、今後の償還財源の確保につきましては、現行の定率繰入制度を維持することを基本として予算編成に当たつて対応してまいりたい。また、今般、電電株式等の売却可能分を国債整理基金特別会計に帰属させていただきますための法律案も提出をいたしておりますので、何とぞ御審議のほどを賜りたいと思います。

それから防衛費突出、この問題についての御意見を交えた御質問であります。

あらゆる分野に聖域を設けることなく徹底した節減合理化に努めています。この基本の考え方の節減合理化に努めています。

もとに立って、防衛予算是結果として、他の諸施策との調和を図りながら、我が國防衛に必要なぎりぎりの調和を図った経費を計上しておるというふうに認識をいたしております。

それから公共事業の問題でござります。

これも総理からお答えがありました。国民生活充実の基盤となる社会資本の整備に重点的に配慮しつつも、国費の抑制が続いてきたことは事実であります。そこで、いろいろ工夫をいたしまして事業費確保に配慮していく、」ことが精いっぱいの努力であったわけであります。

次が、社会資本投資の削減と内需拡大についての問題の御指摘でござります。

社会資本ストックが欧米先進諸国に比べ必ずしも十分でないことは否定できません。欧米諸国の整備水準は長い歴史の結果であります。我が國は確かに中長期的な課題として息の長い対応が必要であります。我が國の毎年の政府資本形成の水準それ自体を見てみると、諸外国に比して相当高い、倍ぐらい対GNP比ではなるわけであります。したがって、この六十年度予算におきましては、国費総額で前年度を下回る水準としながらも、もちろんの配慮を行つて來たということになります。

税制の問題、これは総理からお答えがございました。したがいまして、私どもも、公平、公正、簡素、選択並びに活力、この基本理念に沿つて、国会で議論された問題点を正確に整理いたしました。そして政府税調で御議論をいたくべき課題であるというふうに考えます。一方、執行面、この問題につきましても、御指摘の趣旨を踏まえ、可能な限りの努力をこれからも重ねてまいるべき課題であるというふうに認識をいたしております。

以上でお答えを終わります。(拍手)

○國務大臣金子一平君登壇、拍手)

成長率に対する内需寄与度の実績は政府の見通しをある程度下回つておることは事実でござります。これは、日本の経済が第二次石油ショックによるデフレ効果の影響を受けたことに加えまして、その後、対外面でも米国景気の急速な後退に伴う世界経済の停滞とアメリカの高金利の影響を受けて、さらに在庫調整が長引いたというような予想以上に調整局面が長期化したことによるものと考えます。

しかし、五十九年度においては、技術革新投資を中心にして設備投資が順調に増加いたしましたために、内需の寄与度は政府見通しを上回り、さらに六十年度におきましても引き続いて内需中心の着実な成長が続くものと見込んでおります。今後も、政府といたしましては、適切な、しかも機動的な経済運営に努力いたしまして、民需中心の景気の持続的拡大に努力してまいります。

以上、お答えいたします。(拍手)

〔國務大臣村田敬次郎君登壇　拍手〕

○國務大臣(村田敬次郎君) 目黒議員にお答え申し上げます。

まず、先生御指摘の四月二十四日に発生いたしました長崎県の高島炭鉱の事故、そしてまた、五月十七日に発生いたしました北海道南大夕張炭鉱の事故についてでございますが、この一連の事故につきましては、通産省といたしましても極めて遺憾なものと受けとめておりますと同時に、事故の究明等を徹底的に行つておることでござります。今後とも保安問題に十分注意をいたしまして、御遺族の処遇等についても万全を期するよう指導してまいりたいと存じております。

次に、リッカーミシン等一連の事件についてでござりますが、御指摘の事案は関係各省広範にわたっております。全般につきましては

は、総理から御答弁がございましたように、企業は社会の重要な構成員の一員であり、企業の経営者が社会的責任を自覚してその遂行に努力することは当然のことと認識をいたしております。法に抵触する問題につきましては、その事実があれば法の裁きを受けることは当然でございますが、通産省いたしましては、今後とも経営者が社会的責任を十分認識して行動していくべきことを期待いたします。

以上、お答えを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣山下徳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(山下徳夫君) 目黒議員の御質問にお答えいたします。

効率的な經營形態の確立等の国鉄事業の再建方策につきましては、政府いたしまして国鉄再建監理委員会に審議をお願いいたしているところでございます。したがって、御質問の点につきましてどのように対処すべきかは、基本的には再建監理委員会みずからの方針であります。したがいましてどのように対処すべきかは、基本的には再建監理委員会みずからの方針であります。

なお、私の知る限りでは、龜井委員長は事情の許す限り国会に出席しておられ、今後もその方針で臨まれると理解をいたしており、また再建監理委員会は、従来から関係方面的意見を幅広く聞き、今後もどのような形かは別といたしまして、できる限り関係方面的意見を聞くよう努めいかれるものと承知をいたしております。

余剰人員問題を含む国鉄事業再建の方向につきましては、国鉄再建監理委員会で本年半ばころには最終答申が取りまとめられる予定と伺っております。同委員会の最終答申が得られていない現段階では、解雇するかしないかの論議ができる状況ではないと考えられます。もちろん雇用の問題は国鉄の事業再建を進める上で極めて重要な問題であることによく承知いたしておりますので、その安定には十分留意しながら再建対策を進めていくべきだと考えております。(拍手)

○議長(木村睦男君) 割田貞子君。

〔刈田貞子君登壇、拍手〕

○刈田貞子君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました昭和五十八年度決算について、中曾根総理並びに関係大臣に質問をいたします。

まず最初に、昭和五十八年度財政運営についてあります。基本的には相も変わらぬ後年度へのツケ回し、つじつま合わせが行われた非常に問題が多い財政運営であったと言わざるを得ません。そして人事院勧告の凍結、これに伴う年金、恩給の物価スライド停止、私学助成の後退、生産者米価の据え置き、六年にわたる課税最低限の据え置きによる実質的増税、社会保険料、公共料金の引き上げなど、政府のとった政策はただ庶民を苦しめるだけのものでありました。特に、共産党立つ相当規模の所得税減税の実施が合意され、政府もこの合意を尊重すると言明していたにもかかわらず、約束が十分果たされなかつたことはまさに遺憾であります。

昭和五十八年度財政運営において不公平税制を温存させ、労働者に過酷な負担を負わせ、十分な所得税減税を行わなかつたために、実質可処分所得が伸び悩み、個人消費の回復に支えられた持続的な景気拡大が今もつて実現していないのであります。内需拡大に積極的な総理は、これらについてどのように認識され、また、どのように反省をなさつておられるのか、お伺いをいたします。

一方、昭和五十八年度の経常収支は、政府見通しの倍以上の二百四十二億ドルの黒字となりました。このような巨額な経常黒字の発生は、五十八年度経済がアメリカの景気回復と輸入原油価格の下がりという外的要因に助けられたものであつて、政府の経済政策の無策を外需がカバーしたといふ実態を物語つ正在と黙言ではないのであります。この内需拡大を怠つた五十八年度の結果こそが、黒字幅拡大によつて貿易

摩擦を一層激化させ、今日アメリカを初めとした諸外国からの強い市場開放要求となつてあらわれているのではないでしょうか。総理の御所見をお伺いするものであります。

次に、当面している内需拡大に不可欠の所得税減税など税制問題についてお伺いをいたします。

総理は、昨年来しばしば税制問題について言及されておりますが、その内容が全く示されないと國民は先行きの不透明と不安感を募らせておられます。この際、総理が率直に真意を御披露されることを強く要望いたします。

まず私は、大型間接税の導入について強く反対し、政府に対しその導入の画策をやめるよう要求するものであります。総理のお考えを伺います。

また、減税問題は、当面、与野党間の減税協議、対外経済問題調査委員会が答申した内需拡大のための税制上の配慮が課題になつてゐるのであります。総理は、みずから強調されておられる税制の抜本改革とあわせてこれらをどのように調整し、いつその具体的方策を示されるのか、お伺いをいたします。

特に与野党で合意され、私どもがその早期実施を要求している所得税減税及び政策減税は、アメリカ経済の減速が現実化しつつある上に、春闘の賃上げも実質ベースでは昨年と変わらないことなどから、今や待つたなしの実情にあります。私は、総理が国民生活を守るとともに内需拡大を図る見地から、速かやにその実施を御決断されるべきであると思うのでありますが、総理並びに大臣の御所見を伺います。

ASEAN諸国から、日本は先進国に対する市場開放は熱心だが、途上国に対するは冷淡であると批判を受けております。総理は、この五十八年度にASEAN諸国を訪問し、幾つかの約束を立てございました。それに従つて骨なし鶏肉、ペームオイル、バナナの関税率の引き下げ等努力がなされたわけありますが、これら一次産品に対するさらなる要求、不満を今日どうなさいますか。国内生産との調和を図りつつどのようにこたえていかれるのか、お伺いをいたします。

また総理は、同時に借款等の約束もしておられると思ひますが、必ずしも十分約束が実行されていないことに對するいら立ちが、今日ASEAN諸国が強い要求につながつてゐるものと思ひます

また、本年七月のナイロビにおける世界会議は、国連婦人の十年の最終ゴールではなく、平等実現への第一歩であります。この最終年をもつて国連婦人の十年の目標が終わつてはならぬのであります。今後、平等の実現と女子差別撤廃に取り組む総理の御決意もあわせて伺い、私の質問を終わります。(拍手)

地域の第三回総会と第二回国際セミナーを兼ねた開会式に出席された総理は、「予算の執行が公正かつ効率的に行われることが肝要であり、その任に當たる会計検査院に寄せる国民の期待はますます大きい」と祝辞を述べておられます。会計検査

院の今後の使命の重大さをそこまで御認識なさつておられるのならば、その役割をさらに強化するための院法改正をなぜなさいませんか、総理にお伺いいたします。これは我が党でも再三指摘しております。この間、我が國においては一九七七年には婦人の十年国内行動計画が策定され、これに基づいて地位向上に関する作業が始まられました。また、一九八〇年の国連婦人の十年中間年世界会議では女子差別撤廃条約に署名し、あわせて、この会議で決定した雇用、健康、教育のサブテーマに沿つてその後の五年間努力が続けられてまいりました。そして、一般男女雇用機会均等法の成立によって、一応女子差別撤廃条約の批准をという段階になつたわけであります。まだまだ多くの問題が残されております。総理は、この十年の我が国における女子差別撤廃の現状をどう評価されておられるか、お伺いをいたします。

さらに、男女平等社会の実現は確実に達成されなければならぬ課題であります。総理は、この十年の我が

おられるか、お伺いをいたします。

次に、ASEAN諸国について総理に伺います。大臣の御所見を伺います。

ASEAN諸国から、日本は先進国に対する

市場開放は熱心だが、途上国に対するは冷淡であると批判を受けております。総理は、この五十八

年度にASEAN諸国を訪問し、幾つかの約束を立てございました。それに従つて骨なし鶏肉、ペームオイル、バナナの関税率の引き下げ等努力がなされたわけありますが、これら一次産品に対するさらなる要求、不満を今日どうなさいますか。国内生産との調和を図りつつどのようにこたえていかれるのか、お伺いをいたします。

また総理は、同時に借款等の約束もしておられると思ひますが、必ずしも十分約束が実行されていないことに對するいら立ちが、今日ASEAN諸

国が強い要求につながつてゐるものと思ひます

また、本年七月のナイロビにおける世界会議は、国連婦人の十年の最終ゴールではなく、平等実現への第一歩であります。この最終年をもつて国連婦人の十年の目標が終わつてはならぬのであります。今後、平等の実現と女子差別撤

廃に取り組む総理の御決意もあわせて伺い、私の質問を終わります。(拍手)

○国務大臣(中曾根康弘君) 割田議員にお答えをいたします。

全世界の女子の地位向上を目指し、平等、発展、平和をスローガンに、国連主催による国際婦人年世界会議がメキシコにおいて開かれたのは一九七五年であります。そして、ことしはその最終年であることは総理も御承知のとおりであります。この間、我が國においては一九七七年には婦人の十年国内行動計画が策定され、これに基づいて地位向上に関する作業が始まられました。また、一九八〇年の国連婦人の十年中間年世界会議では女子差別撤廃条約に署名し、あわせて、この会議で決定した雇用、健康、教育のサブテーマに沿つてその後の五年間努力が続けられてまいりました。そして、一般男女雇用機会均等法の成立によって、一応女子差別撤廃条約の批准をという段階になつたわけであります。まだまだ多くの問題が残されております。総理は、この十年の我が国における女子差別撤廃の現状をどう評価されておられるか、お伺いをいたします。

次に、会計検査院の権限強化について伺います。

五月十五日に開かれた最高会計検査機関アジア

地域の第三回総会と第二回国際セミナーを兼ねた開会式に出席された総理は、「予算の執行が公正かつ効率的に行われることが肝要であり、その任に當たる会計検査院に寄せる国民の期待はますます大きい」と祝辞を述べておられます。会計検査

まず第一問は、所得税減税と景気の問題でござります。我が國経済は五十八年初めより着実な回復を続け、五十九年に入つて設備投資も大幅に増加するなど、景気は国内民需を中心に拡大をしつつあります。所得税減税につきましては、五十八年においていわゆる年内減税を実施し、五十九年には所得税、住民税合せて一兆一千八百億円の本格減税を実施したところでございます。

五十九年度の経済運営と貿易摩擦の問題でございますが、米国経済の急速な拡大、ドル高等に起因する我が國貿易収支の不均衡、あるいは我が国の市場が閉鎖的であるとの諸外国の不満等が対外経済摩擦の原因にございます。これらにつきましては、保護主義の抑止あるいは貿易の拡大均衡を目指し、内需中心の経済成長の達成を図るとともに、市場へのアクセスの一層の改善、輸入の促進等に努め、一方においては米国の高金利ドル高の是正等を主張して、今懸命に努力しておるところでございます。

いわゆる大型間接税の問題につきましては、今後、税制調査会を中心として国民各層各方面の御意見をお聞きしたいと思っておるところでございまます。しかし、かねてから申し上げているとおり、いわゆる多段階、大規模な消費税云々といいまして、私はこれはとらないと申し上げております。いわゆる一般消費税あるいは旧取引高税、こういう型のものはやらないと申しておりますが、今後ともこれは変わらないところでござります。

所得税の減税問題、いわゆる政策減税の問題については、当面、政府としては五月九日の幹事長・書記長会談の結果を踏まえたと見守つておるところでござります。私は、これは将来の方針といたしまして、先般申し上げているとおり、レーガン大統領が審議会長会談の推移を見守つておるところでござります。

百万円」に改め、同項第四号中「昭和五十九年度にあつては、三千六百三十八億円」を「昭和六十一年度にあつては、三千六百九十四億円」に改め、同条第二項中「昭和五十九年度分」を「昭和六十一年度分」に、「千七百六十億円」を「千億円」に改め、同条第三項を次のように改める。

昭和六十六年度から昭和六十八年度までの各年度分の交付税の総額は、第一項の額に、昭和六十六年度及び昭和六十七年度にあつてはそれぞれ三百五十億円を、昭和六十八年度にあつては三百五十五億円を加算した額とする。

「これらの税目に係る当該年度の前年度分の基準税額」とあるのは、「道府県民税の所得割及び市町村民税の所得割並びに特別とん課与税にあつてはこれらの税目に係る昭和五十九年度分の基準税額、道府県民税の法人税割及び法人の行う事業に対する事業税にあつてはこれらの税目に係る同年度分の基準税額からこれららの税目の減収補てんのため同年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額を控除した額並びに市町村民税の法人税割にあつては当該税目に係る同年度分の基準税額から当該税目の減収補てんのため同年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の七十五に相当する額を控除した額」とする。

別表(第十二條関係)

| 類體 | | 経費の種類 | 測定単位 | 単位 | 費用 |
|------|--------|------------------------------|------------|------------|-----------|
| 二 | 一 | 警察費 | 人につき | 六、六五三、〇〇〇円 | |
| 1 | 土木費 | 道路橋り ようばり | 千平方メートルにつき | 二〇八、〇〇〇 | |
| 2 | (1) 費 | (1) 経常経 費 | 道路の面積 | | |
| | (2) 費 | (2) 投資的 経費 | 道路の延長 | 一キロメートルにつき | 四、〇三四、〇〇〇 |
| 3 | 河川費 | 河川の延長 | | | |
| | (1) 費 | 河川の延長 | 一キロメートルにつき | 八一、四〇〇 | |
| | (2) 費 | 投資的 経費 | 一キロメートルにつき | 八〇七、〇〇〇 | |
| 4 | 港湾費 | 港湾(漁港を含 む)における係 留施設の延長 | 一メートルにつき | 一一四、一二〇 | |
| 土木費 | 郭施設の延長 | 港湾(漁港を含 む)における係 留施設の延長 | 一メートルにつき | 八、四八〇 | |
| その他の | | | | | |

| | | 三 教育費 | | 二 費 経常的 | | 一 費 経常的 | |
|-----------|-------------|-----------|-----------|------------|---------|---------|-----------|
| | | 小学校費 | 中学校費 | 高等学校費 | 中学校費 | 高等学校費 | 小学校費 |
| | | 教職員數 | 教職員數 | 教職員數 | 教職員數 | 教職員數 | 教職員數 |
| (1) 費 経常的 | | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 |
| (2) 費 経常的 | | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき | 一人につき |
| 経費投資的 | 農業行政 | 五、一七九、〇〇〇 | 三、二五七、〇〇〇 | 五、二九二、〇〇〇 | 三七、二〇〇 | 三五、九〇〇 | 一、九七〇 |
| 経費常 | 産業経済費 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 六六三 |
| 費 | 農業費 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 経費 | 衛生費 | 四、三 | 二 | 四 | 二 | 三 | |
| 費 | 労働費 | 三 | 一 | 五 | 一 | 一 | |
| 経常費 | 社会福祉 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 投資的費 | 厚生労働費 | 五 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 経常費 | 生活保護費 | 四 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 投資的費 | 教育費 | 三 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 経常費 | その他の教育費 | 二 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 投資的費 | 学級数 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 経常費 | 児童及び生徒の教職員数 | 五、七九〇 | 二、六六〇 | 三、一二〇六、〇〇〇 | 六六八、〇〇〇 | 一五二、〇〇〇 | 五、一七九、〇　〇 |
| 投資的費 | 生徒数 | 五、七九〇 | 二、六六〇 | 三七、二〇〇 | 三五、九〇〇 | 一、九七〇 | 一、九七〇 |
| 経常費 | 教職員数 | 五、七九〇 | 二、六六〇 | 三、一二〇六、〇　〇 | 六六八、〇　〇 | 一五二、〇　〇 | 五、一七九、〇　〇 |
| 投資的費 | 町村部人口 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 経常費 | 人口 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 投資的費 | 人口 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 経常費 | 失業者数 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 投資的費 | 耕地の面積 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 経常費 | 一戸につき | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 投資的費 | ヘクタールにつき | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | |
| 経常費 | 五七、九〇〇 | 六九〇、〇〇〇 | 五〇五、四三〇 | 三六一、二、四九〇 | 一、九七〇 | 一、九七〇 | 一、九七〇 |
| 投資的費 | 五一、六〇〇 | 六九〇、〇〇〇 | 五〇五、四三〇 | 三六一、二、四九〇 | 一、九七〇 | 一、九七〇 | 一、九七〇 |

昭和六年五月三十一日 参議院会議録第十九号 地方交付税法等の一部を改正する法律案

| 市町村 | | 一 消防費 | | 二 土木費 | | 三 道路橋りよう費 | | 十 地域財政特例対策債償還特費 | |
|--------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 1 小学校費 | 2 費 | 3 都市計画 | 4 公園費 | 5 費 | 6 土木費 | 7 費 | 8 費 | 9 費 | 10 費 |
| 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | 都市計画区域における人口 | 港湾(漁港を含む)における外郭施設の延長 | 道路の面積 | 千平方メートルにつき | 一人につき |
| 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | 人口 | 都市計画区域における人口 | 港湾(漁港を含む)における外郭施設の延長 | 道路の面積 | 千平方メートルにつき | 一人につき |
| 6 その他 土木費 | 5 下水道費 | 4 公園費 | 3 費 | 2 費 | 1 経常経費 | 1 経常経費 | 2 費 | 1 経常経費 | 1 経常経費 |
| 教育費 | (1) 経常経費 (2) 経費投資的 |
| 二六九 | 七九三 | 一四六 | 三一六 | 三三五 | 四五七〇 | 五七八 | 八、四八〇 | 四四八、〇〇〇 | 六、〇一〇円 |

十 財源対策債
償還費

昭和五十一年度
から昭和五十六年
度まで、昭和五
十年度まで、昭和
五十九年度及び
各年度の財源度
対策のため当該
発行を許可されて
た地方債の額

和五十九年度から昭
和五十年度まで、
特別に発行された地
方債の額

千円につき

一四五

十一 地域財政
還費 対策債償

昭和五十年度から昭
和五十九年度まで、
各年度の財源度
対策のため当該
発行を許可されて
た地方債の額

和五十九年度から昭
和五十年度まで、
特別に発行された地
方債の額

千円につき

八二

(地方財政法の一部改正)

第二条 地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条の見出しを「(当せん金付証票の発売)」に改め、同条中「公共事業」の下に「その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして自治省令で定める事業」を加え、「当せん金付証票法」を「当せん金付証票法(昭和二十三年法律第二百四十四号)」に、「当せん金付証票を」を「当せん金付証票を」に改める。

第三十二条の二中「昭和六十年度」を「昭和七十一年度」に改め、「百分の一」を「千分の十二」に改め。 (当せん金付証票法の一部改正)

第三条 当せん金付証票法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。
当せん金付証票法

本則中「当せん金付証票を「当せん金付証票」とし、「当せん金品」を「当せん金品」と、「当せん金」を「当せん金」と、「当せん品」を「当せん品」と、「当せん」を「当せん」に改める。

第四条 第二項中「公共事業」を「同条に規定す

る公共事業その他の公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして自治省令で定める事業(次項において「公共事業等」という。)に改め、同条第二項中「公共事業」を「公共事業等」に改める。

第五条第二項中「こえてはならない」を「超えてはならない」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、自治大臣が当せん金付証票に関する世論の動向等を勘案して指定する当せん金付証票については、一当せん金付証票の当せん金品の最高の金額又は価格は、証票金額の二十万倍に相当する額を超えない範囲の額とすることができる。

第七条第一項第七号及び第九条第八号中「又はその相続人」を「若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人」に改める。

第十一條第一項中「又はその相続人」を「若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれら者の相続人」に改める。

当せん金付証票法

この規定による改正後の当せん金付証票は、当せん金付証票の発売等の者の相続人」に、「引換」を「引換」に改め、同条第二項中「又はその相続人」を「若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人」に改める。

第四条第一項中「公共事業」を「同条に規定するものについて適用し、当せん金付証票の発売

第十二条の次に次の二条を加える。

(住民の理解を深めるための措置等)

は、相互に協力して広報活動等を行うことにより、当せん金付証票の発売が地方財政資金の調達に寄与していることについて住民の理解を深めるとともに、当せん金付証票に関する世論の動向等を的確に把握するよう努めなければならない。

第十四条中「経理を」を「経理については」に、「これをなし」且つ「を行い、かつ」に、「貸付」を「、自治省令で定めるところにより確実かつ有利な方法により管理する場合を除き、貸付け」に改める。

第十六条に次の二項を加える。

3 受託銀行は、第十四条の規定により設けられた勘定に属する資金の管理により毎月の初日から末日までの間に生じた運用利益金に相当する金額を、自治省令で定めるところにより翌月の十日までに都道府県又は特定市に納付しなければならない。

4 昭和六十年度に限り、前項の規定によりその規定によることとされる第一条の規定による改正前の地方交付税法第十四条の規定による改正では、同条第三項の表道府県の項第四号中「前年度の市町村たばこ消費税の課税標準額」とあり、及び同表市町村の項第四号中「前年度の市町村たばこ消費税の課税標準額」とあるのは、「昭和五十九年三月一日から昭和六十一年二月二十八日までの間において売り渡された製造たばこの本数」とする。

(公営企業金融公庫法の一部改正)

第四条 公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条に次の二項を加える。

3 前項の規定は、公庫が、債券を失つた者に交付するためには、公庫が、債券を失つた者に受けた者又はこれらの者の相続人」に改め。

(施行期日)

附 则

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中地方財政法第三十二条の改正規定及び第三条の規定並びに附則第五項から第七項まで及び第九項の規定は、昭和六十一年十月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、次項及び附則第四項に定めるものを除き、昭和六十年度分の地方交付税から適用する。

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

3 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定による改正後の当せん金付証票の発売等の者の相続人」に、「引換」を「引換」に改め、同条第二項中「又はその相続人」を「若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人」に改める。

4 第二条の規定による改正後の地方財政法第三十二条の規定並びに第三条の規定による改正後の当せん金付証票法第四条、第五条第二項、第七条第一項第七号、第九条第八号及び第十二条の規定は、昭和六十一年十月一日以後の日を発売日の初日とする当せん金付証票について適用し、同年九月三十日以前の日を発売日の初日とする当せん金付証票については、なお従前の例による。

5 第十三条の規定による改正後の当せん金付証票法第十四条の規定は、当せん金付証票の発売等の者の相続人」に、「引換」を「引換」に改め、同法第六条第一項に規定する当せん金付証票の発売等を「、以下この項において同じ。」に改める。

6 第十三条の規定による改正後の当せん金付証票

等に関する経理で同年九月三十日以前に行われるものについては、なお従前の例による。

第三条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる当せん金付証票に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則については、なお従前の例による。

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正）

交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「昭和五十九年度から」を「昭和六十年度から」に改め、「昭和五十九年度分にあつては十一兆五千二百一十八億七千八百万円（以下「昭和五十九年度分の借入金限度額」という。）を削り、「昭和五十九年度分の借入金限度額から昭和五十九年度分の借入金のうち一般会計に歸属させることとした五兆八千二百七十七億六千三百万円に相当する金額を控除して得た金額」を「五兆六千九百四十一億千五百万円」に、「昭和六十年度分等の借入金限度額」に改めを「昭和六十年度分等の借入金限度額」に改める。

附則第六条中「昭和五十九年度」を「昭和六十年度」に改める。

（一般会計からの繰入金）

第七条 第四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、同条の規定により算定した額に、昭和六十年度にあつては千億円を、昭和六十六年度及び昭和六十七年度にあつてはそれが三百五十億円を、昭和六十八年度にあつては三百五十五億円を加算した額とする。

（自治省設置法の一部改正）

自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十七号及び第五条第二十二号中

等に関する経理で同年九月三十日以前に行われるものについては、なお従前の例による。

第三条の規定の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる当せん金付証票に係る同条の規定の施行後にした行為に対する罰則については、なお従前の例による。

（交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正）

交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第二百三号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「昭和五十九年度から」を「昭和六十年度から」に改め、「昭和五十九年度分にあつては十一兆五千二百一十八億七千八百万円（以下「昭和五十九年度分の借入金限度額」という。）を削り、「昭和五十九年度分の借入金限度額から昭和五十九年度分の借入金のうち一般会計に歸属させることとした五兆八千二百七十七億六千三百万円に相当する金額を控除して得た金額」を「五兆六千九百四十一億千五百万円」に、「昭和六十年度分等の借入金限度額」に改めを「昭和六十年度分等の借入金限度額」に改める。

「当せん金附証票」を「当せん金付証票」に改める。

第十条第十三号中「当せん金附証票」を「当せん金付証票」に改める。

○金丸三郎君 御報告いたします。

ただいま議題となりました法律案は、地方交付税法を改正し、昭和六十年度の地方交付税の総額について一千億円の特例附加を行なうなど所要の措置を講ずること、生活保護基準の引き上げ、教職員定数の改善、国庫補助負担率の引き下げその他制度改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため単位費用を改正すること、地方財政法、当せん金附証票法等を改正し、宝くじの最高賞金額に対する制限の緩和、収益金使途の拡大、公営企業金融公庫納付金制度の改善及び債券発行規定の整備を図ることなどを主な内容とするものであります。

○議長（木村睦男君） 日程第三 児童扶養手当法の一部を改正する法律案（第百一回国会内閣提出、第百二回国会衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長遠藤政夫君。

審査報告書

児童扶養手当法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年五月二十八日

社会労働委員長 遠藤 政夫
参議院議長 木村 睦男殿

第三条第一項の改正規定中「改める」を「改め、

同条第二項第十四号中「附則第四十六項」を「附則第四十五項」に改める。

第三条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に一項を加える改正規定を削る。

第七条第一項を改め、同条第四項を削る改正規定を次のように改める。

第七条第四項を削る。

附則第二条中「同条第一項第一号」を「新法第四条第一項第一号」に改める。

附則第五条を削る。

附則第六条中「既認定者等」を「この法律の施行の際この法律による改正前の児童扶養手当法（次

条第二項において「旧法」という。）第六条の規定による認定を受けている者又はこの法律の施行の際

○議長（木村睦男君） これより採決をいたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（木村睦男君） 「賛成者起立」過半数と認めます。

○議長（木村睦男君） よつて、本案は可決されました。

○議長（木村睦男君） これより採決をいたしました。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（木村睦男君） 「賛成者起立」過半数と認めます。

同条の規定による認定の請求をしている者であつて新法第六条の規定による認定を受けたもの（次条第一項において「既認定者等」という。）に改め、同条を附則第五条とし、附則第七条から第九条までを一条ずつ繰り上げる。

附則第十条のうち第三十六条及び第三十七条のうち第三十六条中「附則第六条」を「附則第五条に改め、附則第十条を附則第九条とし、附則第十一条を附則第十一条とし、附則第十二条とす。

附則第十三条のうち附則第三十五条の改正規定中「第三条第三項第十五号」を「第三条第二項第十五号」に改め、附則第十三条を附則第十二条とす。

附則第十四条のうち附則第二十八条の改正規定中「第三条第三項第十六号」を「第三条第二項第十六号」に改め、附則第十四条を附則第十三条とし、附則第十五条を附則第十四条とする。

附則第十六条のうち附則第五項の改正規定中「第三条第三項第十七号」を「第三条第二項第十七号」に改め、同条を附則第十五条とする。

昭和六十一年五月三十一日 参議院会議録第十九回

八号)の一部を次のように改正する。
第一条を次のように改める。

第一条 本法の目的

なお、本修正により、昭和六十年度においては、特に費用を要しないが、恒常時において、約二百四十四億円（昭和六十年度ベース）の支出増が見込まれる。

修正は、やむを得ない。

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

、手当の全部又は一部停止の所得限度額決定に當たつては、離別母子世帯の生活の実態をも勘案し、今後適切な配慮を図ること。

、父子家庭及び養育者が祖父母である家庭等の

「児童扶養資金(仮称)制度の運用に当たつては、その趣旨に照らし、子が高等學校及び大學就學中の場合、償還金の支払いを猶予する等特段の配慮を行うこと。」
右決議とする。

右の内閣提案は本院において修正議決した。

昭和六十年四月十九日

衆議

木
寸

木本

- - -

7

一
四

27

兒童扶養手當法（昭和三十六年法律第二百三十

（小字及び一は衆議院修正） 部を改正する法律案

八号)の一部を次のように改正する。
第一条の法律的目的)
第一条を次のように改める。
第二条に次の一項を加える。
二 児童扶養手当の支給は、婚姻を解消した父等
が児童に対し履行すべき扶養義務の程度又は
促進に寄与するため、当該児童について児童扶
養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図
ることを目的とする。
第三条第一項に次の一項を加える。
三 第三条中第三項を第四項とし、第二項を第三項
とし、第一項の次に次の二項を加える。
2 この法律において「義務教育終了前の児童」と
は、十五歳に達した日の属する学年の末日以前
の児童をいい、同日以後引き続いて中学校(旨
学校、^認学校又は養護学校の中学校部を含む。)に
在学する児童を含むものとする。
第四条第一項中「国」を「都道府県知事」に改め、
同項第三号中「別表第二」を「政令で」に改め、同
項第五号を次のように改める。
五 父が引き続き一年以上遺棄している児童
第六 父が法令により引き続き一年以上拘禁され
ている児童
第四条第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」
に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中
「前項」を「前二項」に改め、同項第六号及び第七号
中「別表第二」を「第一項第三号に規定する政令
で」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項
の次に次の二項を加える。

都道府県知事は、前項に規定する場合のほか、父及び母が共にない児童（父がなく、かつ、母が法令により引き続き一年以上拘禁される児童を含む。）の養育者に対し、手当を支給する。

第四条に次の二項を加える。

第一項の規定にかかるわらず、同項第一号に該当する児童（同時に同項第二号から第六号まで）のいずれかに該当する児童を除く。）についての手当は、父母が婚姻を解消した日の属する年の前年（当該手当に係る第六条の認定の請求が当該婚姻を解消した日の属する年の一月一日から五月三十日までの間に行われた場合にあつては、前々年。以下この項において同じ。）における当該児童の父の所得が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十二号）に規定する扶養親族（当該児童を除く。）及び当該父の同法に規定する扶養親族でない児童で当該父母が婚姻を解消した日の属する年の前年の十一月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、父が日本国内に住所を有しないこと、父の所在が長期間明らかでないことその他の特別の事情により母又は養育者が父に当該児童についての扶養義務の履行を求めることが困難であると認められるときは、この限りでない。

六八〇

するに至つた日から起算して五年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第七条第一項中「翌月」の下に「(以下この項において「支給開始月」という。)」を、「消滅した日」の下に「又は支給開始月(手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合においては、その該当しなくなつた日からその再び該当するに至つた日までの期間を加算するものとする。)」を経過した日の前日(その経過した日の前日において、義務教育終了前の児童がいる場合には、義務教育終了前の児童がいなくなつた日の前日)のうちいずれか早日」を加え、同条第四項を削る。

第九条中「受給資格者」の下に「(第四条第二項二号又は第四号に該当し、かつ、母がない児童その他被令で定めに該当する養育者を除く。以下この条において同る児童のじ。)」を加え、「(昭和四十年法律第三十三号)」を削り、「七月までは」の下に「政令の定めるところにより、その全部又は一部を」加え、同条の次に次の二条を加える。

第九条の二 手当は、受給資格者(前条に規定する第四条第二項に該当する養育者に限る。以下この条において同じ。)の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の八月から翌年の七月までは、支給しない。

第十二条第一項中「前前年」を「前々年」に、「三条」を「第九条から前条まで」に改め、同条第二項中「受けた者は」の下に「政令の定めるところにより」を加え、「金額を国に」を「金額の全部又

は一部を都道府県にに改め、同項第一号中「当該被災者の当該損害を「当該被災者に該当する養育者を除く。以下この号において同じ。」の当該損害」に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 当該被災者（第四条第二項に該当する養育者に限る。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の十二月三十一日における生計を維持したものと有無及び数に応じて、第九条の二に規定する政令で定める額以上であることを、当該被災者に支給された手当とする。当該被災者に支給された手当の額を算出するに改める。

第十九条中「第九条」を「第四条第六項の規定は、第九条に、「は、政令で定める」について準用する」に改める。

（費用の負担）

第二十一条 手当の支給に要する費用は、その十分分の八に相当する額を国が負担し、その二分に相当する額を都道府県が負担する。

第二十二条第一項中「厚生大臣」を「都道府県知事」に加える。

第二十九条第一項中「厚生大臣又は」を削り、「当該児童」の下に、「第四条第一項第一号に該当する児童の父」を加え、同条第二項中「厚生大臣又は」を削り、「別表第一若しくは別表第二に」を「第三条第一項若しくは第四条第一項第三号に規定する政令で」に改める。

第三十条中「当該児童又は」を「当該児童、第四条第一項第一号に該当する児童の父若しくは」に改め、○第三十一条中「相当する金額の下に「の全部又は一部を加え、○第三十二条を削り、第三十三条を第三十

二条とし、第三十四条を第三十三条とし、同条の

を支給する

は一部を都道府県にに改め、同項第一号中「当該被災者の当該損害」を「当該被災者に該当する養育者を除く。以下この号において同じ。」の当該損害に改め、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二条とし、第三十四条を第三十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

次に次の二条を加える。

二条とし、第三十四条を第三十三条とし、同条の
第三十四条 この法律に基づき政令を制定し、又
は改廃する場合においては、政令で、その制定
又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲
内において、所要の経過措置を定めることがで
きる。

第三十五条中「五万円」を「三十万円」に改める。

第三十六条中「一万円」を「十万円」に改める。

別表第一及び別表第二を削る。

支給する。

支給条件に関する経過措置

の法律による改正後の児童扶養手当法（以下「新法」といふ）新法第一項ただし書に規定する政令で定める日以後施行後に父母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻關係と同様の事情にある場合を含む。）を解消したことにより同条第一項第一号に該当するに至つた児童についての手当に適用する。
(以下「手当」といふ)

児童扶養手当

第八条 昭和五十九年八月から同年十月までの月分の手当の支給の制限については、旧法第九条から第十二条まで及び第十二条第一項中「翌年の七月」とあるのは、「十月」とする。

附則
施行期日〇等

第四条 新法第五条の規定は、昭和五十九年十一月以降の月分の手当について適用し、同年十一月六十八

第九条に、「は、政令で定める」を「について準用する」に改める。

(費用の負担)
第二十一条 手当の支給に要する費用は、その十分分の八に相当する額を国が負担し、その十分分の二に相当する額を都道府県が負担する。
第二十三条第一項中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。

該第二十九条第一項中「厚生大臣又は」を削り、「当該児童」の下に、第四条第一項第一号に該当する児童の父^をを加え、同条第二項中「厚生大臣又は」を削り、「別表第一若しくは別表第二」に^を「第三条第一項若しくは第四条第一項第三号に規定する政令で」に改める。

第三十条中「当該児童又は」を「当該児童、第四条第一項第一号に該当する児童の父若しくは」に改め、○第三十一条中「相当する金額」の下に「の全部又は一部を加え、○第三十二条を削り、第三十三条を第三十

政府は、前項ただし書に規定する政令を定めるに当たつては、婚姻を解消した父の児童に対する扶養義務の履行の状況、当該父の所得の把握方法の状況等を勘案しなければならない。

第六条 この法律の施行の際に旧法第六条の規定による認定の請求をしている者に対しては、なお従前の例により認定するものとする。

第七条 (支給期間に関する経過措置) この法律の施行の際、この法律による改正前の児童扶養認定者等に対する手当の支給について、

中「第九条」とあるのは「児童扶養手当法」の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第 号)附則第九条において読み替えられた第九条」とする。

第二十九条第一項中「厚生大臣又は」を削り、「当

卷之三

卷之三

六
三
王
子
平
等
之
事
續
不
合
一
段
三

条の規定による認定を受けている者又は被則第
六条の規定によりなお従前の例によることとされた
れた旧法第六条の規定による認定を受けた者
(以下「既認定者等」という。)のうち、この法律
による改正後の児童扶養手当法(以下「新法」と
いう。)第四条に規定する児童扶養手当(以下「手
当」という。)の支給要件に該当しない者であつて
て引き続き旧法第四条に規定する手当の支給要
件に該当するものに対しても、新法による手当

支給開始月とされる。この規定は、新法第六条第一項第一号の規定による認定を受けた者(以下「認定受けた者等」という)に至つた場合においては、初めて受けた者の初日とする。認定に係る支給開始月とする。」の初日」とあるのは、「昭和五十九年一月一日」とする。

第十二条 既認定者等に係る手当の支給に要する費用については、なお従前の例による。
(手当の支給事務に関する経費措置)

委員会におきましては、離婚した父の所得制限、手当額の段階制、支給期間の有期化、地方負担導入、父の扶養義務の履行確保等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、自由民主党・自由国民会議代表し、佐々木理事より、手当の支給期間は、期限を設けることなく、支給すべき事由が消滅するまで支給することとする等の修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合より、それぞれ原案並びに修正案に反対、自由民主党・自由国民会議より原案並びに修正案に賛成する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて修正議決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されております。

(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。本案の委員長報告は修正議決報告でございます。本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第四 公公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律案

日程第五 國際観光振興会法の一部を改正する法律案

(いすれも内閣提出、衆議院送付)
日程第六 地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、九州運輸局福岡陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件(衆議院送付)

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長鶴岡洋君。

審査報告書

公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年五月二十八日

運輸委員長 鶴岡 洋

参議院議長 木村 睦男殿

衆議院議長 坂田 道太

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、周辺整備空港ごとに設立されている空港周辺整備機構を統合して、その業務を一元的に行う組織することにより、周辺整備空港における空港周辺整備計画の実施等を効率的に行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項につき、適切な措置を講すべきである。

一、機構の統合によつて、大阪国際空港及び福岡空港の空港周辺対策が後退することのないよう十分配慮すること。

二、空港と周辺地域の調和ある発展を図るために、未利用の移転補償跡地等の積極的活用を図ること。

三、航空機騒音に係る環境基準の達成のため、原因者負担の原則に基づき財源の確保を図り、航空機騒音対策を一層推進すること。

右決議する。

2.副理事長は、機構を代表し、定款で定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3.第三十三条に次の二項を加える。
第三十四条第二項中「理事」を「副理事長及び理事」に改める。

第三十五条第一項中「三年」を「二年」に改める。

第三十七条第三項中「理事」を「その任命に係る法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

第七十一条中「一万円」を「五万円」に改める。

附 則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(旧法の暫定的効力)

第二条 この法律の施行の際現に存する改正前の公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(以下「旧法」という。)

第三章の規定により設立された空港周辺整備機構(以下「旧機構」という。)については、旧法は、附則第四条第一項の規定により旧機構が解散するまでの間は、なおその効力を有する。この場合には、改正後の公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(以下「新法」という。)第二十二条第二項の規定は、適用しない。

(新機構の設立についての特例)

第三条 新法第三章の規定による空港周辺整備機構(以下「新機構」という。)の設立については、新法第二十五条第一項中「関係地方公共団体の長及び航空機の騒音により生ずる障害の防止に関する対策について学識経験を有する者十人以上」とあるのは「関係地方公共団体の長、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十年法律第一号)附則第二条に規定する旧機構の理事長及び航空機の騒音により生ずる障害の防止等に関する対策について学識経験を有する者十人以上」として、同条第二項中「定款及び事業計画書を作成し、関係地方公共団体に対し機構に対する出資を募集しなければならない」とあるのは「定款及び事業計画書を作成しなければならない」とばならない」と、新法第二十六条中「前条第二項の規定による募集が終わったときは、定款及び事業計画書を運輸大臣に提出して」とあるのは「定款及び事業計画書を運輸大臣に提出して」と、新法第三十条第一項中「前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく」

とあるのは「遅滞なく」として、これらの規定を適用し、新法第二十九条第二項の規定は、適用しない。

(旧機構の解散等)

第四条 旧機構は、新機構の成立の時において解散するものとし、その時における旧機構に対する政府及び地方公共団体の出資金に相当する金額は、それぞれ新機構の設立に際し政府及び地方公共団体から新機構に対して出資されたものとする。

2 前項の規定により旧機構が解散したときは、その時において、旧機構の一切の権利及び義務は、新機構が承継する。

3 旧機構の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

4 旧機構の解散の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第五条 旧法第五十二条第一項の規定による周辺整備債券は、新法第五十二条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による空港周辺整備債券とみなす。

2 前条第二項の規定により新機構に承継される旧機構の長期借入金に係る債務について旧法第五十三条の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

(非課税)

第六条 附則第四条第二項の規定により新機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しても、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(最初の事業年度等に関する経過措置)

第七条 新機構の最初の事業年度は、新法第四十

六条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 新機構の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、新法第四十七条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」とする。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前(旧機構については、附則第二条の規定によりおなめ効力を有する旧旧法の失効前)にした行為及び附則第四条第四項においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 前項の規定により旧機構が解散したときは、その時において、旧機構の一切の権利及び義務は、新機構が承継する。

3 旧機構の解散の日の前日を含む事業年度は、その日に終わるものとする。

4 旧機構の解説の登記については、政令で定める。

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第五条 旧法第五十二条第一項の規定による周辺整備債券は、新法第五十二条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による空港周辺整備債券とみなす。

2 前条第二項の規定により新機構に承継される旧機構の長期借入金に係る債務について旧法第五十三条の規定により政府がした保証契約は、その承継後においても、当該長期借入金に係る債務について従前の条件により存続するものとする。

(非課税)

第六条 附則第四条第二項の規定により新機構が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しても、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

(最初の事業年度等に関する経過措置)

第七条 新機構の最初の事業年度は、新法第四十

参議院議長 木村 駿男殿
衆議院議長 坂田 道太

国際観光振興会法の一部を改正する法律案外二件

参議院議長 木村 駿男殿

国際観光振興会法の一部を改正する法律案外二件

国際観光振興会法(昭和三十四年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条 中「旅行に関する情報の提供その他日本人海外観光旅客の旅行の円滑化に必要な」を「旅行の安全に関する情報の提供等の」に改める。

第二条 中「役員は」を「会長及び監事は」に改め、同条に次の二項を加える。

2 副会長及び理事は、運輸大臣の認可を受けて、会長が任命する。

3 会長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、運輸大臣又は会長は、それぞその任命に係るに改め、同条に次の二項を加える。

2 副会長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の認可を受けなければならない。

3 会長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の認可を受けなければならない。

4 第十四条第一項中「監事」を「理事及び監事」に改め、「運輸大臣は、」を「運輸大臣又は会長は、それぞその任命に係るに改め、同条に次の二項を加える。

2 副会長は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の認可を受けなければならない。

3 振興会は、第一項の規定による運輸大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならぬ。

4 第二十九条に次の二項を加える。

2 旅行の安全に関し配慮すべき事項について、「に改め、「旅行事情につき」を削る。

3 振興会は、第一項の規定による運輸大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならぬ。

4 第二十九条に次の二項を加える。

び組合等は、当該認定に係る計画を変更しようとするときは、その住所地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 都道府県知事は、前条第一項の認定に係る同項の計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「技術開発計画」という。）が同条第三項各号に掲げる要件に適合しなかつたと認めるとき、又は同条第一項の認定を受けた中小企業者若しくは組合等が技術開発計画に従つて技術開発事業の実施をしていないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定に適用する。

（資金の確保）

第六条 国は、次に掲げる者による技術開発計画（第二号に掲げる者にあつては、その者を構成員とする同号の組合等に係る技術開発計画）に従う技術開発事業の実施に必要な資金（以下「技術開発事業資金」という。）の確保に努めるものとする。

一 第四条第一項の認定を受けた中小企業者及び組合等

二 前号に規定する組合等（以下「認定組合等」という。）の構成員たる中小企業者

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第七条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第二百一号）第八条第一項各号に掲げる事業のほか、前条各号に掲げる者（以下「認定中小企業者等」という。）のうち資本の額が一億円を超える株式会社で同項第一号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むものが技術開発計画（認定組合等の構成員たる中小企業者にあつては、当該認定組合等に係る技術開発計画。以下同じ。）に従つて技術開発事業を実施するために必要な資金の調達を図るために発行する新株又

は転換社債の引受け及び当該引受けに係る株式又は転換社債（その転換により発行された株式を含む。）の保有を行うことができる。

2 前項の規定による新株又は転換社債の引受け及び当該引受けに係る株式又は転換社債（その転換により発行された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用について、は、同法第八条第一項第一号の事業とみなす。

（中小企業信用保険法の特例）

第八条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条の六第一項に規定する新技術企業化保険（以下単に「新技術企業化保険」という。）の保険関係で、技術開発関係保証（同項に規定する債務の保証で技術開発事業資金に係るもの）を受ける中小企業者等に係るもの）を受けるもの（以下同じ。）を受ける中小企業者等に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「一億円」とあるのは「一億三千万円（中小企業技術開発促進臨時措置法第六条に規定する技術開発事業資金（以下単に「技術開発事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保証金を賦課した場合は、一億円）」と、「二億円」とあるのは「二億六千万円（技術開発事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保証金を賦課した場合は、二億円）」とする。

2 認定組合等が技術開発計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員に対し技術開発計画に係る試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合で、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

3 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

（罰則）

第十二条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

（報告の徴収）

業者についての無担保保証保険関係の保険金額の合計額が三千万円を超える場合における当該の無担保保証に係る無担保保証保険関係の保険料の額については、この限りでない。

2 国及び都道府県は、認定中小企業者等に対し、技術開発計画に係る技術開発事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行ふものとする。

（調査の特例）

第九条 認定組合等が、技術開発計画で定める賦課の基準に基づいて、その構成員たる中小企業者に対し、当該技術開発計画に従つて実施する

技術開発事業に係る試験研究（以下「技術開発計画に係る試験研究」という。）に必要な機械装置（工具、器具及び備品を含む。）を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合で、当該中小企業者が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

（報告の徴収）

第十一条 都道府県知事は、第四条第一項の認定を受けた中小企業者及び組合等に対し、技術開発計画に係る技術開発事業の実施状況について

報告を求めることができる。

（報告の徴収）

第十二条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

（罰則）

第十三条 この法律は、公布の日から十年以内に施行するものとする。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（この法律の廃止）

第二条 この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

（地方税法の一部改正）

第三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

（五百八十六条第二項第十三号の三の次に次の一号を加える。）

十三の四 中小企業技術開発促進臨時措置法（昭和六十年法律第二百二十六号）第四条第一項の規定による認定を受けた同法第二条第二項に規定する組合等が当該認定に係る同法

（技術開発の促進のための措置）

第十一条 国及び地方公共団体は、技術開発を促進するため、情報の提供及び人材の養成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び都道府県は、認定中小企業者等に対し、技術開発計画に係る技術開発事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行ふものとする。

（報告の徴収）

第十二条 都道府県知事は、第四条第一項の認定を受けた中小企業者及び組合等に対し、技術開発計画に係る技術開発事業の実施状況について

報告を求めることができる。

（報告の徴収）

第十三条 この法律は、公布の日から十年以内に施行するものとする。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（この法律の廃止）

第二条 この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

（地方税法の一部改正）

第三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

（五百八十六条第二項第十三号の三の次に次の一号を加える。）

十三の四 中小企業技術開発促進臨時措置法（昭和六十年法律第二百二十六号）第四条第一項の規定による認定を受けた同法第二条第二項に規定する組合等が当該認定に係る同法

附則第三十二条の三第三項中「次条第一項及び第二項」を「次条第一項から第三項までに」、「第五項まで」を「第六項までに」、「及び第五項」を「から第六項までに」に改め、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の表の下欄中「附則第三十二条の三第三項から第五項まで」を「附則第三十二条の三第三項から第六項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 指定都市等は、事業所用家屋で中小企業技術開発促進臨時措置法の施行の日から昭和六十二年三月三十一日までの間に同法第四条第一項の規定による認定を受けた同法第二条第二項に規定する組合等（以下本項及び次条第三項において「組合等」という。）が当該認定に係る同法第四条第一項の計画に従つて実施する同項の技術開発事業の用に供する施設（政令で定めるものに限る。）に係るもの的新築又は増築で当該組合等が建築主であるものに係る新增設事業所床面積に対しても、当該新築又は増築が当該計画の認定を受けた日から同日後政令で定める期間を経過する日までの間に行われたとき限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新增設に係る事業所税を課すことができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十二条の三の二第二項中「本項」の下に「及び次項」を加え、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

7 前条第六項に規定する施設に係る事業所等において組合等が行う事業に対し課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業に

係る同項に規定する政令で定める期間を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を準用する。

(中小企業庁設置法一部改正)

第四条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号の三の次に次の二号を加える。

六の四 中小企業技術開発促進臨時措置法(昭和六十年法律第 号)の施行に関すること。

審査報告書

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東東北鉱山保安監督部及び同部東京支部の設置に関し承認を求めるの件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年五月三十日

商工委員長 降矢 敏義

参議院議長 木村 瞳男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、鉱山保安行政の効率的推進を図るため、仙台鉱山保安監督部と東京鉱山保安監督部とを統合し、仙台市に関東東北鉱山保安監督部を設置するとともに、東京都に同部東京支部を設置することについて国会の承認を求めるものであつて、おおむね妥当な措置と認めること。

特に費用を要しない。

| 名 称 | 位 置 | 管 |
|---------------------|-------|-------|
| 関東東北鉱山保安 監督部 | 仙 台 市 | 青 森 県 |
| 関東東北鉱山保安 監督部東京支部 | 東 京 都 | 東 京 都 |
| | 川 縣 | 茨 城 県 |
| | 山 縣 | 岩 扇 県 |
| | 山 縣 | 山 梨 県 |

| 名 称 | 位 置 | 管 辖 | 区 | 城 |
|---------------------|----------------------------|--|---|---|
| 関東東北鉱山保安 監督部東京支部 | 仙 台 市 | 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 東京 都 埼玉県 群馬県 栃木県 埼玉県 千葉県 神奈川県 | | |
| 東 京 都 | 都 埼玉県 群馬県 栃木県 埼玉県 千葉県 神奈川県 | 山梨県 新潟県 長野県 静岡県 | | |
| 川 県 東京都 | 山梨県 茨城県 群馬県 栃木県 埼玉県 千葉県 神奈 | 山梨県 新潟県 長野県 静岡県 | | |
| | | | | |

| 都 | 轄 | 区 | 域 |
|------|------|------|------|
| 東京府 | 千葉県 | 千葉県 | 千葉県 |
| 神奈川県 | 神奈川県 | 神奈川県 | 神奈川県 |
| 埼玉県 | 埼玉県 | 埼玉県 | 埼玉県 |
| 群馬県 | 群馬県 | 群馬県 | 群馬県 |
| 栃木県 | 栃木県 | 栃木県 | 栃木県 |
| 茨城県 | 茨城県 | 茨城県 | 茨城県 |
| 福島県 | 福島県 | 福島県 | 福島県 |
| 山形県 | 山形県 | 山形県 | 山形県 |
| 秋田県 | 秋田県 | 秋田県 | 秋田県 |
| 宮城県 | 宮城県 | 宮城県 | 宮城県 |
| 新潟県 | 新潟県 | 新潟県 | 新潟県 |
| 長野県 | 長野県 | 長野県 | 長野県 |
| 静岡県 | 静岡県 | 静岡県 | 静岡県 |
| 愛知県 | 愛知県 | 愛知県 | 愛知県 |
| 岐阜県 | 岐阜県 | 岐阜県 | 岐阜県 |
| 三重県 | 三重県 | 三重県 | 三重県 |
| 滋賀県 | 滋賀県 | 滋賀県 | 滋賀県 |
| 京都府 | 京都府 | 京都府 | 京都府 |
| 大阪府 | 大阪府 | 大阪府 | 大阪府 |
| 兵庫県 | 兵庫県 | 兵庫県 | 兵庫県 |
| 奈良県 | 奈良県 | 奈良県 | 奈良県 |
| 和歌県 | 和歌県 | 和歌県 | 和歌県 |
| 熊本県 | 熊本県 | 熊本県 | 熊本県 |
| 大分県 | 大分県 | 大分県 | 大分県 |
| 宮崎県 | 宮崎県 | 宮崎県 | 宮崎県 |
| 鹿児島県 | 鹿児島県 | 鹿児島県 | 鹿児島県 |

る危険段階の樹体危険段階基準共済掛金率)」を加える。

第十三条の四中「畠作物基準共済掛金率」の下に規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあつては、その者に係る危険段階の畠作物危険段階基準共済掛金率)」を加える。

第八十四条第一項第三号中「肉豚」を「牛の胎児及び肉豚」に改め、同項第七号中「牛の胎児及び肉豚」を改め、同条第二項中「前項第三号」に「以下同じ」を加え、同条第二項中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

肉牛(乳牛以外の牛をいう。以下同じ。)の子牛等(前項第三号に掲げる牛以外の牛及び牛の胎児をいい、省令で定める生育の程度に達したものに限る。以下同じ。)は、定款の定めるところにより、家畜共済の共済目的とすることができる。

第八十五条の七中「第三項まで」を「第四項まで」に、「第八十四条第三項」を「第八十四条第二項まで」に、「第八十四条第三項」を「第八十四条第三項」を「第八十四条第四項」に改める。

第九十九条第一項第八号中「第八十四条第三項」を「第八十四条第四項」に改める。

第一百七条第三項を次のように改める。

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、共済目的の種類ごと及び農作物共済の共済事故等による種別ごとに、共済事故の発生状況その他の危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階別

の組合等が都道府県知事が定める地域又は

区

分

する

もの

を

定

め

る

こと

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

と

が

可

能

な

い

る

こ

段階別の共済目的の種類ごとの共済金額（第六項に規定する多種包括共済にあっては、その共済目的の種類ごとの共済金額に相当するものとして省令の定めるところにより算定される金額。次項において同じ。）の合計額の見込額を重みとして、各危険段階共済掛金標準率乙を算術平均した率が第一項第一号の共済掛金標準率甲を算術平均した率が第一項第一号の共済掛金標準率甲と算術平均して求めた率が同項第二号の共済掛金標準率乙にそれぞれ一致するよう定めるものとする。

第三項第二号の率は、同号の危険段階別の共済目的の種類ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が、第一項第二号の主務大臣の定める率を超えない範囲内において定めるものとする。

第一百十五条第二項及び第三項を削り、同条に次の八項を加える。

包括共済関係に係る家畜共済でその共済目的が二以上の共済目的の種類にわたるもの（以下多種包括共済という。）の共済掛金率は、第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該包括共済関係に係る家畜で当該組合員等が当該共済掛金率の期間開始の時において現に飼養しているものの価額（第一百十四条の二第一項第二号ロの価額を含む。第十二項において同じ。）の当該共済目的の種類ごとの合計額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項各号の率の合計率（当該共済目的の種類につき組合等が第三項の規定により危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあっては、当該組合員等に係る危険段階の同項各号の率及び第一項第三号の率の合計率）を算術平均した率とする。

組合等は、多種包括共済に係る包括共済対象家畜の種類ごとに、過去一定年間において当該組合等の大部分の組合員等につき当該組合員等の種類別の比率がおおむね等しいと認められる等の当該組合等の区域における当該種類の家畜の飼養

養に関する条件が省令で定める基準に適合する場合には、前項の規定による共済掛金率に代えて、省令の定めるところにより、次の各号の率を合計した率を第十二項の規定による改定までの期間につき適用すべき当該包括共済対象家畜の種類に係る多種包括共済の共済掛金率とすることができる。

一 当該組合等の当該多種包括共済に付される包括共済対象家畜の価額の当該共済目的の種類ごとの合計額の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第一号の共済掛金標準率中を算術平均して得た多種包括共済掛金標準率甲（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第一号の共済掛金割引標準率甲を基礎として省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十項において同じ。）を下らない範囲内において定款等で定める率

二 前号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第二号の共済掛金標準率乙を算術平均して得た多種包括共済掛金標準率乙（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第二号の共済掛金割引標準率乙を基礎として省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十項において同じ。）を下らない範囲内において定款等で定める率

三 第一号の見込額を重みとして当該共済目的の種類ごとの第一項第三号の共済掛金標準率

内を算定平均して得た多種包括共済掛金標準率内（第百十一条の八第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する第一項第三号の共済掛金割引標準率内を基礎として省令の定めるところにより算定される率を差し引いて得た率。第十項及び第十一項において同じ。）を下らない範囲内において定款等で定める率。

組合等は、前項の場合には、同項の規定による共済掛金率に代えて、多種包括共済に係る包括共済対象家畜の種類ごと及び第二項の規定により主務大臣が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。

前項の危険段階別の共済掛金率については、第三項後段、第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、第三項中「第一項第三号」とあるのは「第七項第三号」と、同項第一号中「危険段階共済掛金標準率甲」とあるのは「多種包括危険段階共済掛金標準率甲」と、同項第二号中「危険段階共済掛金標準率乙」とあるのは「多種包括危険段階共済掛金標準率乙」と、第四項中「前項第一号の危険段階共済掛金標準率甲」とあるのは「第九項において準用する前項第一号の多種包括危険段階共済掛金標準率甲及び同項第二号の多種包括危険段階共済掛金標準率乙」と、「共済目的の種類ごとの共済金額（第六項目に規定する多種包括共済にあつては、その共済目的の種類ごとの共済金額に相当するものと見て省令の定めるところにより算定される金額。次項において同じ。）」とあるのは「共済金額」と、「第一項第一号の共済掛金標準率甲」とある

のは、第七項第一号の多種包括共済掛金標準率甲」と、「各危険段階共済掛金標準率乙」とあるのは「各多種包括危険段階共済掛金標準率乙」とある。同項第二号の多種包括共済掛金標準率乙は、同項第二号の多種包括共済掛金標準率乙と、第五項中「第三項第二号」とあるのは、第九項において準用する第三項第二号と、「共済日額」と、「第一項第二号の主務大臣の定める率」とあるのは「多種包括共済掛金率乙限度率」と読み替えるものとする。

組合等は、家畜共済の共済金額が主務大臣の定める金額を超える場合又は当該組合等との間に家畜共済の共済關係の存する者が主務大臣の定める区域内に住所を有する場合には、当該家畜共済に係る共済掛金率については、省令の定めるところにより、第一項第一号の共済掛金標準率甲、同項第二号の共済掛金標準率乙若しくは同項第三号の共済掛金標準率丙又は第七項第一号の多種包括共済掛金標準率甲、同項第二号の多種包括共済掛金標準率乙若しくは同項第三号の共済掛金標準率丙又は第九項で準用する第三項第一号の多種包括危険段階共済掛金標準率甲、同項第二号の多種包括共済掛金標準率乙若しくは第一項第三号の共済掛金標準率丙又は第九項で準用する第三項第一号の率、同項第二号の率若しくは第七項第三号の多種包括共済掛金標準率丙下する率を、それぞれ第三項第一号の率、同項第二号の率若しくは第一項第三号の率又は第九項で準用する第三項第一号の率、第九項で準用する第三項第二

号の率若しくは第七項第三号の率として定めることができる。

第六項の価額及び第七項第一号の価額には、前条第二項から第四項までの規定を準用する。

第一項第一号の共済掛金標準率甲及び共済掛金割引標準率甲、同項第二号の共済掛金標準率乙及び共済掛金割引標準率乙並びに同項第三号の共済掛金標準率丙及び共済掛金割引標準率丙は、三年ごとに一般に改定する。

第一百六条第一項中「前条第四項」を「前条第二項」に改め、同条第四項中「及び第三項」を「から第五項まで」に改める。

第一百六十条の六第一項中「百分の七十」の下に「(百)十一条の三の二第二項の規定の適用を受け共済関係に係る収穫共済のうち省令で定めるものにあつては、百分の七十を下らず百分の八十を超えない範囲内において省令で定める割合」を加える。

第一百二十条の七第一項中「次条の規定により共済掛金率を割り引く組合等があつては第一号の率に第二号の率を乗じて得た率、その他の組合等にあつては第一号の率とする」を「その区域又は地域の属する危険段階の収穫基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定める」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「前項」を「前項又は第七項」に改め、同条第三項中「第一項第一号」を「第一項」に改め、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第十項から第十二項までの規定中「第八項」を「第九項」に改め、同条第十一項の次に「第一項」を加える。

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、収穫共済の共済目的の種類等と、収穫共済の共済事故等による種別こと及び組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域ごとに、共済事故の発生状況その他危険段階別に共済掛金率を重みとする各畠作物危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとする各畠作物危険段階基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域に係る同項の畠作物基準共済掛金率に一致するよう定めるものとする。この場合に

段階の樹体危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その樹体危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済掛金額の合計額の見込額を重みとする各畠作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の畠作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとする。組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的による種別こと及び前項の規定により主務大臣が定める地域ごとに、共済事故の発生状況の危険段階別に共済掛金率は、当該危険段階の畠作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その危険段階別の共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の畠作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとする。組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的による種別こと及び前項の規定により主務大臣が定める地域ごとに、共済事故の発生状況の危険段階別に共済掛金率は、当該危険段階の畠作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その危険段階別の共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の畠作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとする。

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、収穫共済の共済目的の種類等と、収穫共済の共済事故等による種別こと及び組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域ごとに、共済事故の発生状況の危険段階別に共済掛金率を重みとする各畠作物危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事が定める地域に係る同項の畠作物基準共済掛金率に一致するよう定めるものとする。組合等は、第一項の規定による種別こと及び前項の規定により主務大臣が定める地域ごとに、共済事故の発生状況の危険段階別に共済掛金率は、当該危険段階の畠作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その危険段階別の共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の畠作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとする。組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的による種別こと及び前項の規定により主務大臣が定める地域ごとに、共済事故の発生状況の危険段階別に共済掛金率は、当該危険段階の畠作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その危険段階別の共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の畠作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとする。

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、樹木共済の共済目的の種類等ごとに、組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域ごとに、共済事故の発生状況の危険段階別に共済掛金率を重みとする各樹木危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事が定める地域に係る同項の樹木基準共済掛金率に一致するよう定めるものとする。この場合に

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、収穫共済の共済目的の種類等と、収穫共済の共済事故等による種別こと及び組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域ごとに、共済事故の発生状況の危険段階別に共済掛金率を重みとする各畠作物危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事が定める地域に係る同項の畠作物基準共済掛金率に一致するよう定めるものとする。組合等は、第一項の規定による種別こと及び前項の規定により主務大臣が定める地域ごとに、共済事故の発生状況の危険段階別に共済掛金率は、当該危険段階の畠作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その危険段階別の共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の畠作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとする。組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的による種別こと及び前項の規定により主務大臣が定める地域ごとに、共済事故の発生状況の危険段階別に共済掛金率は、当該危険段階の畠作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その危険段階別の共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の畠作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとする。

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、特定の収穫共済の共済関係に係る果樹を加える。組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、畑作物共済の共済目的とする園芸施設共済とその他の園芸施設共済との別その他の危険の程度を区分する要因となる事項に応じて危険段階の別を定め、その危険段階別の共済掛金率を定めることができる。この場合は、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の畠作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとする。

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、組合等の区域又は同項の規定により都道府県知事が定める地域ごとに、共済事故の発生状況の危険段階別に共済掛金率を重みとする各畠作物危険段階基準共済掛金率は、組合等が都道府県知事が定める地域に係る同項の畠作物基準共済掛金率に一致するよう定めるものとする。組合等は、第一項の規定による種別こと及び前項の規定により主務大臣が定める地域ごとに、共済事故の発生状況の危険段階別に共済掛金率は、当該危険段階の畠作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その危険段階別の共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の畠作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとする。組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的による種別こと及び前項の規定により主務大臣が定める地域ごとに、共済事故の発生状況の危険段階別に共済掛金率は、当該危険段階の畠作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その危険段階別の共済掛金率は、組合等が都道府県知事の認可を受けて、その危険段階別の共済掛金率は、当該危険段階の畠作物危険段階基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとする。

組合等は、第一項の規定による共済掛金率に代えて、畑作物共済の共済目的とする園芸施設共済とその他の園芸施設共済との別その他の危険の程度を区分する要因となる事項により主務大臣が定める別をいう。以下同じ。に改め、同条第二項中「施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済とその他の園芸施設共済との別」を「園芸施設共済」とその他の園芸施設共済との別を改め、同条第六項、第七項又は第八項の規定によ

り共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係については、家畜異常事故による損害に対応するものとして省令の定めるところにより算定される率)を乗じて得た金額
「第一百二十四条第四項中「第一百二十条の七第一項第一号の率」を「共済掛金率」に、「同条第二項」を「第一百二十条の七第二項」に、「同号の率」を「共済掛金率」に改め、同条第五項第一号を次のように改める。

一 保険金額に、第一百二十条の二十三第三項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係にあっては同項第一号の率、同条第三項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係にあっては同項第一号の率、同条第三項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係にあっては同項第一号の率、の定数等で定める率を乗じて得た金額
第一百三十一条の二第一項中「第八十四条第四項」を「第八十四条第五項」に改める。

第一百三十六条第三項各号を次のように改める。
一 再保険金額に、第一百二十五条第一項第三号イの金額の保険金を支払う保険関係に係る再保険関係にあっては第一百十五条第一項第一号及び第二号の率を合計した率(同条第三項、第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る保険関係については、家畜異常事故に該当しない共済事故による損害に対応するものとして省令の定めるところにより算定される率)、第一百二十五条第一項第三号ロの金額の保険金を支払う保険関係に係る再保険関係にあっては第百十五条规定第一項第一号の率(同条第三項、第

六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係については、家畜異常事故に該当しない共済事故による損害で診療技術料等以外のものに對応するものとして省令の定めるところにより算定される率)を乗じて得た金額
二 共済金額に第一百十五条第一項第三号の率(同条第六項、第七項又は第八項の規定により共済掛金率が定められる共済関係に係る再保険関係については、家畜異常事故による損害に對応するものとして省令の定めるところにより算定される率)を乗じて得た金額
三 第百三十六条第十項中「施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済とその他の園芸施設共済との別」を「園芸施設共済の共済目的等による種別」に改める。

第一百五十条の八中「第一百二十条の七の二、」を「及び第七項」に、「及び第一百三十七条第四号イ」を「並びに第一百三十七条第四号イ」に、「同項第一号及び第一号中」に、「第一百二十条の七の二及び第一号及び第一号中」に、「第一百二十条の七の二及び第一号」に改める。

第一百三十六条第十項中「施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済とその他の園芸施設共済との別」を「園芸施設共済の共済目的等による種別」に改める。
別表を次のように改める。

| 割合 | 百分の五十五 |
|----|--------|
| 区 | 百分の六十 |
| 割合 | 百分の五十五 |

| 区 | 割合 | 区 | 割合 |
|------------|------------|------------|------------|
| ○・○四以下の部分 | 百分の五十五 | ○・○四以下の部分 | 百分の五十 |
| ○・○二を超える部分 | 百分の六十 | ○・○七を超える部分 | 百分の五十五 |
| ○・○四を超える部分 | 百分の六十五 | ○・一を超える部分 | 百分の六十五 |
| 百分の七十 | ○・一五を超える部分 | 百分の七十 | ○・一五を超える部分 |

| 附則 | (施行期日) |
|---|-------------|
| 1 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 | 昭和六十一年八月一日 |
| 2 別表の改正規定(第三号に係る部分に限る)。昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 | 昭和六十一年十二月一日 |
| 3 改正後の第十三条の二、第八十四条第一項第三号、第二項及び第三項、第一百十二条第一項及び第三項、第一百四十五条の二、第一百五十五条、第一百六十六条第一項及び第四項、第一百二十四条第三項並びに第一百三十六条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に共済掛金期間の開始する家畜共済について適用し、同日前に共済掛金期間の開始する家畜共済については、なお從前の例による。 | 昭和六十一年十二月一日 |
| 4 改正後の第八十四条第一項第七号及び第四項、第八十五条の七、第九十九条第一項第八号、第一百二十条の二十の二、第一百二十条の二十一、第二十一条の二、第二十一条の三、第二十一条の四の改正規定並びに別表の改正規定(第二号に係る部分を除く)並びに次項の規定(農作物共済に関する経過措置)。改正前の第一百七条第三項の規定による都道府県知事の認可及び同項の規定により組合等が定めた共済掛金率は、改正後の第一百七条第三項の規定による。 | 昭和六十一年十二月一日 |

| |
|--|
| 規定期による都道府県知事の認可及び同項の規定により組合等が定めた共済掛金率とみなす。(家畜共済に関する経過措置) |

審査報告書

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、長野営林局の管轄区域の変更及び名古屋営林支局の設置に関する件

右は多数をもつて承認すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年五月三十日

農林水産委員長 北 修一

参議院議長 木村 睦男殿

農林水産委員長 北 修一

参議院議長 木村 睦男殿

要領書

委員会の決定の理由

本件は、国有林野事業の改善を図るため、長野営林局と名古屋営林局とを統合し、長野営林局の管轄区域を変更するとともに、名古屋市に名古屋営林支局を設置しようとするものであつて、おむね妥当な措置と認め。

費用

本件施行のため、特に費用を要しない。

農林水産省設置法第三十一条、第三十二条第一項及び第三十三条第二項の規定により、長野営林局の管轄区域を変更するとともに、名古屋営林支局を設置する必要がある。別紙のとおりその変更及び設置について、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

農林水産省設置法第三十一条、第三十二条第一項及び第三十三条第二項の規定により、長野営林局の管轄区域を変更するとともに、名古屋営林支局を設置する必要がある。別紙のとおりその変更及び設置について、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙

| 名 称 | 位 置 | 管 轄 地 域 |
|---------|------------------------------------|--|
| 長野営林局 | 長野市 一部 (愛知県) 名古屋市 を除く) | 長野県 富山県 岐阜県 愛知県 新潟県のうち中魚沼郡の 富山県 岐阜県 (中津川市の一部及び恵那郡の一部) |
| 名古屋営林支局 | 名古屋市 | |

掛金に係る国庫負担方式の合理化、家畜共済の共

済目的的追加、果樹共済のてん補内容の充実等農業災害補償制度の改善・合理化の措置を講じよう

とするものであります。

委員会におきましては、参考人の出席を求めて

その意見を聴取するとともに、農業災害補償制度の意義と位置づけ、本制度に対する財政措置、営林署

組合等が危険段階別に共済掛金率を定めることができることとする方式の導入、農作物共済の共済

率の引き下げの理由とその影響、各種共済事業の

○議長(木村睦男君) これより採決をいたしま

一、委員会の決定の理由

本法律案は、司法書士及び土地家屋調査士の制度の運営の実情にかんがみ、司法書士及び土

地家屋調査士の自主性を強化するため、司法書士

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案
改正による農作物共済の当然加入基準の引き上げ

き、長野営林局の管轄区域の変更及び名古屋営林支局の設置に関する件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年五月二十三日

衆議院議長 坂田 道太

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、長野営林局の管轄区域の変更及び名古屋

営林支局の設置に関する件の採決を

ましたが、その詳細は会議録によつて御承知願い

たいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、村沢

理事より日本社会党を代表して、また下田委員より日本共産党を代表して、それぞれ本法律案に反

対する旨の発言がありました。

なお、本法律案に対し、各会派共同提案に係

る、共済掛金及び事務費に係る国庫負担について

は、農業災害の特殊性と農家負担の現状を考慮し、必要額を確保しつつ、農業災害補償制度の健

全かつ円滑な運営を期するため、適切に措置する

ことなど九項目の附帯決議を全会一致をもつて行

いました。

次に、長野営林局の管轄区域を変更するところに、名古屋市に名古屋営林支局を設置しようとするも

のであります。

委員会におきまして質疑の主な内容は、長野営林

局と名古屋営林支局との業務分担のあり方、営林

局の統廃合が国有林野事業に対する財政措置、営林署

林・林業の活性化事業に対する財政措置、長野

市に名古屋営林支局を設置するところに、長野

市に名古屋市に名古屋営林支局を設置しようとするも

のであります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、下田

委員より日本社会党を代表して本件に反対する旨

の討論があり、採決の結果、本件は多数をもつて

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

○議長(木村睦男君) 日程第一 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長大川清幸君。

○議長(木村睦男君) 請成者起立

過半數と認めます。

よつて、本件は可決されました。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求め

ます。

○議長(木村睦男君) 認成者起立

過半數と認めます。

よつて、本件は可決されました。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求め

ます。

○議長(木村睦男君) 請成者起立

過半數と認めます。

よつて、本件は可決されました。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求め

ます。

○議長(木村睦男君) 請成者起立

過半數と認めます。

よつて、本件は可決されました。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求め

ます。

○議長(木村睦男君) 請成者起立

過半數と認めます。

よつて、本件は可決されました。

本件を承認することに賛成の諸君の起立求め

ます。

○議長(木村睦男君) 請成者起立

過半數と認めます。

よつて、本件は可決されました。

本件を承認することに賛成の諸君の起立求め

ます。

○議長(木村睦男君) 請成者起立

過半數と認めます。

よつて、本件は可決されました。

本件を承認することに賛成の諸君の起立求め

ます。

するときは、その管轄区域内に設立された司法書士会を経由して、日本司法書士会連合会に、所属する司法書士会の変更の登録の申請をしなければならない。

2 司法書士は、前項の変更の登録の申請をするときは、現に所属する司法書士会にその旨を届け出なければならない。

3 第一項の申請をした者が第十五条の五第一項の規定による入会の手続をとつてないとときは、日本司法書士会連合会は、変更の登録を拒否しなければならない。

4 前二条の規定は、第一項の変更の登録の申請に準用する。

(登録事項の変更の届出)

第六条の七 司法書士は、司法書士名簿に登録を受けた事項に変更(所屬する司法書士会の変更を除く。)が生じたときは、遅滞なく、所属する司法書士会を経由して、日本司法書士会連合会にその旨を届け出なければならない。

第六条の次に次の二条を加える。

(登録の申請)

第六条の二 前条第一項の登録を受けようとする者は、その事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された司法書士会を経由して、日本司法書士会連合会に登録申請書を提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、前条第一項の規定により登録を受けるべき事項その他法務省令で定める事項を記載し、司法書士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

第七条第二項を削る。

第十二条第三号を次のように改める。

三 業務の禁止

第十三条の見出しを「(聴聞)」に改め、同条第一項中「第六条の二第二項、第六条の四又は」を

削り、「若しくは」を「又は」に、「当該登録の申請をした者又は」を「当該登録の申請をした者又は」に改め、同条第二項及び第三項中「聴問」を「聴聞」に改め、「當該登録の申請をした者又は」を「当該」に改める。

第五条中「左の」を「次の」に改め、同条第七号中「規定」の下に「(入会金その他の入会についての特別の負担に関するものを含む。)」を加える。

第十五条の二第二項に次のただし書きを加える。

ただし、前条第一号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る会則の変更については、この限りでない。

第十五条の五第一項中「司法書士の登録又は登録の移転」を「第六条の二第一項の規定による登録の申請又は第六条の六第一項の変更の登録」に改め、同条第二項中「登録の移転」を「変更の登録」に改める。

第十六条中「若しくは」を「又は」に、「違反」、又は第六条の四各号の一に該当する「違反する」に改める。

第十七条第二項中「事務を」の下に「行い、並びに司法書士の登録に関する事務を」を加える。

第十七条の二中第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 司法書士の登録に関する規定

第十七条の五 日本司法書士会連合会に、登録審査会を置く。

2 登録審査会は、日本司法書士会連合会の請求により、第六条の三第一項第二号若しくは第三号の規定による登録の拒否又は第六条の九第一項の規定による登録の取消しについて

3 登録審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。

4 会長は、日本司法書士会連合会の会長をもつて充てる。

5 委員は、会長が、法務大臣の承認を受け、司法書士、法務省の職員及び学識経験者のうちから委嘱する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(公共嘱託登記司法書士協会)

第十七条の六 司法書士は、その専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者(以下「官公署等」という。)による不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、公共嘱託登記司法書士協会と称する民法第三十四条の規定による社団法人(以下「協会」という。)を設立することができる。

2 協会の社員は、同一の法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有する司法書士でなければならない。

3 協会の理事の定数の過半数は、社員でなければならぬ。

4 協会は、第二項の司法書士が協会に加入しようとするときは、正当な理由がなければ、その加入を拒むことができない。

(協会の業務)

第十七条の七 協会は、前条第一項の目的を達成するため、官公署等の嘱託を受けて、不動産の権利に関する登記につき第二条第一項各号に掲げる事務を行ふことをその業務とする。

2 協会は、その業務に係る第一条第一項各号に掲げる事務を、司法書士会に入会している司法書士でない者に取り扱わせてはならない。

同条を第二十一条とする。

第二十四条第一項中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 協会が第十九条第一項の規定に違反したと

(司法書士に関する規定の準用)

第十七条の八 第八条の規定は、協会に準用する。

(司法書士会の助言)

第十七条の九 司法書士会は、所属の司法書士が社員である協会に対し、その業務の執行に關し、必要な助言をすることができる。

第十八条中「業務執行」の下に「並びに協会の設立及び業務執行」を加える。

第十九条の見出し中「取締」を「取締り」に改め、同条第一項中「司法書士でない者」の下に「(協会を除く。)」を加え、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 協会は、その業務の範囲を超えて、第二条に規定する業務を行つてはならない。

第十九条に次の二項を加える。

4 協会でない者は、公共嘱託登記司法書士協会又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第二十条中「法務局又は地方法務局の長」を「日本司法書士会連合会」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

2 協会が第十七条の八において準用する第八条の規定に違反したときは、その違反行為をした協会の理事又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第十二条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十三条第一項中「五万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「前項の罰」を「前項の罪」に改める。

第十二条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 協会が第十九条第一項の規定に違反したと

きは、その違反行為をした協会の理事又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十四条を第二十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十九条第三項の規定に違反した者

二 第十九条第四項の規定に違反した者

二十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十一条第二項又は前三条(前条第一号を除く。)の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法

人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十四条 協会が第十七条の七第二項の規定に違反したときは、その違反に係る第二条第

一項各号に掲げる事務を取り扱い、又は取り扱わせた協会の理事又は職員は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(土地家屋調査士法の一部改正)

第二条 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第

二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「登録の取消し」を「業務の禁

止」に改め、同条第六号中「まつ消」を「抹消」に

改め、同条第八号中「登録の取消し」を「業務の禁止」に改める。

第六条中「その事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局に備えた土地家

屋調査士名簿に「日本土地家屋調査士会連合

会(以下「調査士会連合会」という。)に備える土

地家屋調査士名簿に、氏名、生年月日、事務所

の所在地、所属する土地家屋調査士会その他法

務省令で定める事項の」に改め、同条に次の二

項を加える。

2 土地家屋調査士名簿の登録は、調査士会連

合会が行う。

第八条の三を削る。

第八条の二中「その事務所の所在地を管轄す

る法務局又は地方法務局の長」を「調査士会連合

会」に改め、同条第一号及び第二号中「とき」を「とき。」に改め、同条に次の二項を加える。

2 調査士会連合会は、前項の規定により登録

を取り消したときは、その旨及びその理由を

当該調査士に書面により通知しなければなら

ない。

3 第八条第一項後段及び第二項の規定は、第

一項の規定による登録の取消しに準用する。

第八条の二を第八条の七とし、同条の次に次

の三条を加える。

(登録拒否に関する規定の準用)

第八条の八 第八条の三第一項及び第三項の規

定は、第八条の六第一項又は前条第一項の規

定は、第八条の六第一項又は前条第一項の規

定による登録の取消しに準用する。

(登録及び登録の取消しの公告)

第八条の九 調査士会連合会は、調査士の登録

をしたとき、及びその登録の取消しをしたと

きは、遅滞なく、その旨を官報をもつて公告

しなければならない。

(登録事務に関する報告等)

第八条の十 法務大臣は、必要があるときは、

調査士会連合会に対し、その登録事務に関

し、報告若しくは資料の提出を求め、又は勧

告をることができる。

第八条の十一 法務大臣は、必要があるときは、

調査士会連合会に對し、その登録事務に関

る登録の申請をした者が調査士となる資格を有せず、又は次の各号の一に該当すると認めたときは、その登録を拒否しなければならない。この場合において、当該申請者が第二号又は第三号に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、第十七条の五に規定する登録審査会の議決に基づいてしなければならない。

第七条に次の二項を加える。

2 調査士会連合会は、当該申請者が前項第一号又は第三号に該当することを理由にその登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えないなければならない。

第七条を第八条とし、同条の次に次の四条を加える。

(登録に関する通知)

第八条の二 調査士会連合会は、第七条第一項の規定による登録の申請を受けた場合において、登録をしたときはその旨を、登録を拒否したときはその旨及びその理由を当該申請者に書面により通知しなければならない。

(登録を拒否された場合の審査請求)

第八条の三 第八条第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、法務大臣に對して行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求を

た者は、その申請の日から三月を経過しても当該申請に對して何らの処分がされないときは、当該登録を拒否されたものとして、法務大臣に對して前項の審査請求をすることができる。

3 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、法務大臣は、調査士会連合会に対し、相當の処分をすべき旨を命じなければならぬ。

(所属する調査士会の変更の登録)

第八条の四 調査士は、他の法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を移転しようとするときは、その管轄区域内に設立された調査士会を經由して、調査士会連合会に、所屬する調査士会の変更の登録の申請をしなければならない。

3 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、法務大臣は、調査士会連合会に対し、相當の処分をすべき旨を命じなければならぬ。

(所属する調査士会の変更の登録)

第八条の五 調査士は、土地家屋調査士名簿に登録を受けた事項に変更(所属する調査士会の変更を除く。)が生じたときは、遅滞なく、所属する調査士会を經由して、調査士会連合会にその旨を届け出なければならない。

第六条の次に次の二項を加える。

(登録の申請)

第七条 前条第一項の登録を受けようとする者は、その事務所を設けようとする地を管轄す

る法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された土地家屋調査士会(以下「調査士会」という。)を經由して、調査士会連合会に登録申

2 前項の登録申請書には、前条第一項の規定により登録を受けべき事項その他法務省令で定める事項を記載し、調査士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

第九条第二項を削る。

第十三条第一項第三号を次のように改める。

三 業務の禁止

第十三条第二項中「第七条第二項、第八条の二又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「当該登録の申請をした者又は」を「当該」に、「聴問」を「聴聞」に改め、同条第二項及び第四項中「聴問」を「聴聞」に、「当該登録の申請をした者又は」を「当該」に改める。

第十五条第一項中「左の」を「次の」に改め、同条第六号中「規定」の下に「(入会金その他の入会についての特別の負担に関するものを含む。)」を加える。

第十五条の二第一項に次のたゞし書を加える。

ただし、前条第一号、第七号及び第八号に掲げる事項に係る会則の変更については、この限りでない。

第十五条の二第二項中「日本土地家屋調査士会連合会」を「調査士会連合会」に、「聞いて」を「聽いて」に改める。

第十五条の五第一項中「調査士の登録又は登録の移転」を「第七条第一項の規定による登録の申請又は第八条の四第一項の変更の登録」に改め、同条第二項中「登録の移転」を「変更の登録」に改める。

第十六条中「若しくは」を「又は」に、「基く」を「基づく」に、「違反」又は第八条の二各号の一に該当する」を「違反する」に改める。

第十七条の見出し及び同条第一項中「日本土地家屋調査士会連合会」を「調査士会連合会」に改め、同条第二項中「日本土地家屋調査士会連

合会」を「調査士会連合会」に改め、「事務を」の下に「行い、並びに調査士の登録に関する事務を」を加える。

第十七条の二(見出しを含む。)中「日本土地家屋調査士会連合会」を「調査士会連合会」に改め、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 調査士の登録に関する規定

第十七条の三及び第十七条の四中「日本土地家屋調査士会連合会」を「調査士会連合会」に改める。

第十七条の四の次に次の五条を加える。

(登録審査会)

第十七条の五 調査士会連合会に、登録審査会を置く。

2 登録審査会は、調査士会連合会の請求により、第八条第一項第二号若しくは第三号の規定による登録の拒否又は第八条の七第一項の規定による登録の取消しについて審議を行うものとする。

第十七条の七 協会は、前条第一項の目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第二条に規定する土地又は家屋に関する調査、測量、これらを必要とする申請手続又はこれに係る審査請求の手続を、調査士会に入会している調査士でない者に取り扱わせてはならない。

(調査士に関する規定の準用)

第十七条の八 第十一条の規定は、協会に準用する。

5 委員は、会長が、法務大臣の承認を受けた、調査士、法務省の職員及び学識経験者のうちから委嘱する。

4 会長は、調査士会連合会の会長をもつて充てる。

3 登録審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(公共嘱託登記土地家屋調査士協会)

第十七条の六 調査士は、その専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行なう者(以下「官公署等」という。)による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与する

ことを目的として、公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、その業務の範囲を超えて、第二条に規定する土地又は家屋に関する調査、測量

査士協会と称する民法第三十四条の規定によりする社団法人(以下「協会」という。)を設立することができる。

第十九条に次の一項を加える。

2 協会の社員は、同一の法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有する調査士でなければならない。

3 協会の理事の定数の過半数は、社員でなければならない。

4 協会は、第二項の調査士が協会に加入しようとするとときは、正当な理由がなければ、その加入を拒むことができない。

(協会の業務)

第十七条の八 第十二条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条に次の一項を加える。

2 協会が第十七条の八において準用する第十一条の規定に違反したときは、その違反行為をした協会の理事又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第十二条中「五十万円」を「百万円」に改め、同条に次の一項を加える。

2 協会が第十九条第二項の規定に違反したときは、その違反行為をした協会の理事又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十二条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第一項中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 協会が第十九条第二項の規定に違反したときは、その違反行為をした協会の理事又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十二条中「三十万円」を「三十万円」に改め、同条第一項中「三十万円」を「三十万円」に改め、同条第一項中「三十万円」を「三十万円」に改め、同条第一項中「三十万円」を「三十万円」に改め、第一項の次に次の一項を加える。

2 協会は、その業務の範囲を超えて、第二条

量、これらを必要とする申請手続又はこれに係る審査請求の手続をすることを業とすることができない。

第十九条に次の一項を加える。

2 協会でない者は、公共嘱託登記土地家屋調査士協会又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第十九条に次の一項を加える。

2 第二十条中「法務局又は地方法務局の長」を「調査士会連合会」に、「十万円」を「三十万円」に改める。

第十二条中「法務局又は地方法務局の長」を「調査士会連合会」に、「三十万円」を「三十万円」に改める。

第十二条中「三十万円」を「三十万円」に改め、同条に次の一項を加える。

2 協会が第十二条中「三十万円」を「三十万円」に改め、同条を第二十七条规定とする。

第十二条中「三十万円」を「三十万円」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 協会が第十九条第二項の規定に違反したときは、その違反行為をした協会の理事又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第十二条中「三十万円」を「三十万円」に改め、同条第一項中「三十万円」を「三十万円」に改め、同条第一項中「三十万円」を「三十万円」に改め、第一項の次に次の一項を加える。

2 協会は、その業務の範囲を超えて、第二条

に規定する土地又は家屋に関する調査、測量

のこと等あります。

委員会におきましては、登録審査会の構成、自

主性の強化と懲戒権の付与、会則の変更、公共団
託登記受託組織の法人化の理由、同法人の業務範
囲及び理事会の構成、受注に際しての競合関係等
について質疑が重ねられましたほか、参考人の意見
を見取るなど慎重に審査を行いましたが、そ
の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わりましたところ、別に討論もなく、

採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案の
とおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、寺田理事より、両連合
会の自主性の確保、公共団託登記受託法人の適正
かつ円滑な運営がなされるよう努めること等を内
容とする、自由民主党・自由国民会議、日本社会
党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・國
民連合及び中山委員共同提案に係る附帯決議案が
提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とす
ることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村陸男君) これより採決をいたしま
す。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(木村陸男君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

井裕久君。

審査報告書

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

昭和六十年五月三十日

大蔵委員長 藤井 裕久

参議院議長 木村 陸男殿

大蔵委員長 藤井 裕久

参議院議長 木村 陸男殿

など経営基盤の健全性の維持に配意すること。

三、日本開発銀行の融資等に当たつては、民間金融機関の補完に徹しつつ、生活環境の整備、都市基盤の整備など、国民生活の改善に資する分野に対して十分配慮すること。

四、日本輸出入銀行は、貿易摩擦問題にも配慮し、輸入金融の利用拡大が図られるよう努めること。

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

昭和六十年五月三十日

大蔵委員長 藤井 裕久

参議院議長 木村 陸男殿

のよう改める。

五 高度で新しい技術の研究開発、都市の健全な形成と秩序ある整備又はエネルギーの利用の合理化に寄与する事業その他の産業の開発及び経済社会の発展に寄与する事業で政令で定めるものを行う者に対し、大蔵大臣の認可を受けて、当該事業に必要な資金で日本開発銀行以外の者から供給を受けることが困難なもの出資をすること。

四、日本開発銀行の融資等に当たつては、民間金融機関の補完に徹しつつ、生活環境の整備、都市基盤の整備など、国民生活の改善に資する分野に対して十分配慮すること。

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

昭和六十年五月三十日

大蔵委員長 藤井 裕久

参議院議長 木村 陸男殿

するとともに本邦法人等の出資に係る外国法人に対する貸付け等を追加し、あわせて同行の業務の状況等を勘案し、利益金の処分の方法を変更する等所要の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に伴い、昭和六十年度産業投資特別会計歳入予算に計上されている運用利殖金収入のうち、日本輸出入銀行の法定準備金の積立率の引下げによる財政協力額は約六十三億円である。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、金融の自由化、国際化が急進展する中で、政策金融の在り方に、金利自由化の動向などを踏まえつつ、資金調達及び資金運用の両面を十分検討すること。

二、日本開発銀行及び日本輸出入銀行の業務の運営については、両行の自己調達資金の一層の充実など経営基盤の健全性の維持に配意すること。

三、日本開発銀行の融資等に当たっては、民間金融市场の整備など、国民生活の改善に資する分野に対して十分配慮すること。

四、日本輸出入銀行は、貿易摩擦問題にも配慮しつつ、輸入金融の利用拡大が図られるよう努めること。

右決議する。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

第三十七条第一項中「作成し」の下に「、当該書類（以下「財務諸表」という。）に関する監事の意見を付して」を加え、「これらの書類（以下「財務諸表」という。）をこれに改める。」を「これに改める。」に改めた。

第三十五条第一項中「作成し」の下に「、当該書類（以下「財務諸表」という。）に関する監事の意見を付して」を加え、「これらの書類（以下「財務諸表」という。）をこれに改める。」を「これに改める。」に改めた。

第三十七条第一項中「作成し」の下に「、当該書類（以下「財務諸表」という。）に関する監事の意見を付して」を加え、「これらの書類（以下「財務諸表」という。）をこれに改める。」を「これに改める。」に改めた。

報告書に関する監事の意見を付し、かつ」を加え

昭和六十年四月二十三日

衆議院議長 坂田 道太

参議院議長 木村 隆男殿

る。

第三十八条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「千分の七」を「千分の三」に、「ふえる」を「超える」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

日本輸出入銀行法第三十八条第一項

改正後の日本輸出入銀行法第三十八条第一項

事又は監事である者の任期については、なお従前

の例による。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

右決議する。

登記特別会計法案

審査報告書

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年五月三十日

参議院議長 木村 隆男殿
大蔵委員長 藤井 裕久

登記特別会計法案

審査報告書

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年五月三十日

参議院議長 木村 隆男殿
大蔵委員長 藤井 裕久

登記特別会計法案

（設置）

第一条 登記に関する事務その他の登記所に係る事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

（管理）

第二条 この会計は、法務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

第三条 この会計においては、郵政事業特別会計

法（昭和二十四年法律第二百九号）第四十条の規定による郵政事業特別会計からの登記印紙に係る

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、特別会計については、今後とも極力新設を抑制し、既存のものについてもその存置の必要性を見直し、もつて財政の一覧性が阻害されないよう努めるとともに、各特別会計の財政状況・経営成績の表示を極力統一するなど会計経理の明確化を図るよう努力すること。

二、特別会計移行後の登記事務処理のコンピュータ化に当たつてはその経費が過度の受益者負担をもたらすことのないよう十分配慮するとともに、窓口サービスの向上について鋭意努力すること。

三、この法律は、日本輸出入銀行法第三十八条第一項

改正後の日本輸出入銀行法第三十八条第一項

事又は監事である者の任期については、なお従前

の例による。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

右決議する。

登記特別会計法案

審査報告書

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年四月二十三日

参議院議長 木村 隆男殿
衆議院議長 坂田 道太

登記特別会計法案

（設置）

第一条 登記に関する事務その他の登記所に係る事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（管理）

第二条 この会計は、法務大臣が、法令で定めるところに従い、管理する。

第三条 この会計においては、郵政事業特別会計

法（昭和二十四年法律第二百九号）第四十条の規定による郵政事業特別会計からの登記印紙に係る

受入金、一般会計からの繰入金、第十一条第一項の規定による借入金、第十三条第三項ただし書の規定による一時借入金の借換による収入金及び附属収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、施設費、第十一条第一項の規定による借入金の償還金及び利子、第十三条第三項ただし書の規定により借り換えた一時借入金の償還金及び利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。
(歳入歳出予定計算書の作成及び送付)

第四条 法務大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出については、その目的に従つて項に区分する。

2 前項の予算には、第四条に規定する歳入歳出予算書を添付しなければならない。

(剩余金の繰入れ)

第七条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剩余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。ただし、当該剩余金から政令で定める金額を控除した金額は、予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れることができる。

(歳入歳出決定計算書の作成及び送付)

第八条 法務大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条に規定する歳入歳出決定計算書を添付しなければならない。
(借入金)

第十条 この会計において、施設費を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。
(時借入金等)

第十二条 この会計において、支払現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は國庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第二条 この法律の施行の際一般会計に所属する権利義務で第一条に規定する事務に係るものは、政令で定めるところにより、この会計に帰属するものとする。

2 次に掲げる場合には、当分の間、この会計と一般会計との間に無償として整理することができる。
(権利義務の帰属等に関する経過措置)

第一項の規定によりこの会計に帰属することとなつた国有財産でこの会計において使用する必要がなくなりたるものについて、政令で定めるとところにより、一般会計に所管換又は所属替をする場合

2 前二条の手数料の納付は、登記印紙をもつてしなければならない。
(商業登記法の一部改正)

第六条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五条)の一部を次のように改正する。
第一項ノ手数料ノ納付ハ登記印紙ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

第三条に次の二項を加える。
(抵当証券法の一部改正)

第六条 抵当証券法(昭和三十八年法律第二百二十五条)の一部を次のように改正する。
第一項ノ手数料ノ納付ハ登記印紙ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

第三条に次の二項を加える。
(民法施行法の一部改正)

第六条 民法施行法(明治三十一年法律第十一号)の一部を次のように改正する。
第八条に次の二項を加える。

前項ノ規定ニ依リ登記所ニ為ス請求ニ係ル手数料ノ納付ハ登記印紙ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

とができる。

(実施規定)

第十五条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年七月一日から施行する。

(権利義務の帰属等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際一般会計に所属する権利義務で第一条に規定する事務に係るものは、政令で定めるところにより、この会計に帰属するものとする。

2 次に掲げる場合には、当分の間、この会計と一般会計との間に無償として整理することができる。

(前項の規定によりこの会計に帰属することとなつた国有財産でこの会計において使用する必要がなくなりたるものについて、政令で定めるとところにより、一般会計に所管換又は所属替をする場合)

2 前二条の手数料の納付は、登記印紙をもつてしなければならない。

(電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律の一部改正)

第七条 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律(昭和六十一年法律第二百二十五条)の一部を次のように改正する。

第一項の手数料の納付は、法務省令で定めるとところにより、登記印紙をもつてしなければならない。

(登記印紙による納付の開始に伴う経過措置)

4 第二条の手数料の納付は、法務省令で定めるとところにより、登記印紙をもつてしなければならない。

(登記印紙による納付の開始に伴う経過措置)

4 第二条に次の二項を加える。

(登記印紙による納付の開始に伴う経過措置)

(不動産登記法の一部改正)

第四条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十二条に次の二項を加える。

第一項ノ手数料ノ納付ハ登記印紙ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス

第六条の規定による改正後の商業登記法第十三条第二項(他の法令の規定において準用する場合を含む)、附則第五条の規定による改正後の抵当証券法第三条第五項(同法第二十二条において準用する場合を含む)、附則二十四条ノ二第三項及び他の法令の規定において準用する場合を含む)、附則第五条の規定による改正後の不動産登記法第二十二条第四項(同法第二十二条において準用する場合を含む)、附則第六条の規定による改正後の商業登記法第十三条第二項(他の法令の規定において準用する場合を含む)又は附則第七条の規定による改正後の電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律(昭和三十八年法律第二百二十五条)の一部を次のように改正する。

付水準に差が生じてすることは、誠に遺憾である。

今後、共済年金増額指標の基本となる人事院勧告の完全実施に向けて最大限の努力をすること。

一、国鉄共済組合に対する財政調整事業の昭和六十五年度以降のあり方については、公的年金制度に対する信頼性を確保するため、他の公的使用者年金制度との調整を図るよう配慮し、その解決策につき早急に検討に着手すること。右決議する。

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

昭和六十一年五月二十三日

衆議院議長 坂田 道太

參議院議長 木村 隆男殿

(小字及び
—は衆議院修正)

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

第一条 昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百四号)の一部を次のよう改定する。

第一条の七第二項中「第一条の十六」を「第一

第一条の十六の次に次の一条を加える。

(昭和六十年度における特別措置法による退職年金等の額の改定)

第一条の十七 前条第一項の規定の適用を受けた年金については、昭和六十一年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつてある別表第一の十九の仮定俸給(同条第四項、第七項若しくは第九項の規定又は同条第十項において準用する第一条第六項の規定により前条第四項一号若しくは第二号に掲げる金額、同条第七項に規定する金額又は従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の二十の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の算定の基礎となつてある組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る。次項において同じ。)を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の者、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかるらず、その年金の額を、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金(次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額)イ 六十五歳以上の者に係る年金 八十三万五千円 ロ 六十五歳未満の者に係る年金 六十二万六千三百円

二 旧法の規定による障害年金に相当する年金(次のイからニまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからニまでに掲げる額)イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 八十三万三千五百円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 十二万円

4 次の各号に掲げる額に満たないときは、昭和六十一年四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 旧法の規定による退職年金に相当する年金(次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額)イ 六十五歳以上の者に係る年金 八十三万五千円 ロ 六十五歳未満の者に係る年金 六十二万六千三百円

5 金 五十五万二千二百円

数については、六百分の一(二)に相当する額が前各項の規定の適用を受ける年金を受ける者が旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和六十一年四月分以後、前各項の規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該年金の額とする。この場合においては、第一条の九第二号中「大百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数)」については、六百分の二(二)とあるのは「二百分の二」と、同項第二号中「大百分の一(控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数)」については、六百分の二(二)とあるのは「六百分の一」とする。

4 次の各号に掲げる年金について、前二号に該当する場合を除く) 十二万円

二 遺族である子二人以上を有する場合 十二万円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 十二万円

6 第一条の十三第九項及び第十項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者に適用して適用する。この場合において、同条第九項中「前項各号の一」とあるのは「第一条の十七第五項各号の一」と、「第一項から第三項まで及び第六項」とあるのは「第一条の十七第七項から第四項まで」と、同条第十項中「第八項」とあるのは「第一条の十七第五項」と読み替えるものとする。

7 前各項の規定の適用を受けてその額が改定された年金のうち旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額(その額につき、第五項の規定の適用があつた場合には、その額から同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が五十六万五千九百円に満たないときは、昭和六十一年八月分以後、その額を、五十六万五千九百円に改定する。

8 第五項及び第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が妻である場合について準用する。

9 第一条の十四第九項の規定は、旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金に相当する年金を受ける者で、前各項の規定のうち年齢特例規定に規定する年齢に達していないものについて準用する。

10 第一条第六項の規定は、前各項の規定の

用を受ける年金の額の改定について準用する。
第二条第五項及び第一条の二第三項中「第二
条の十六」を「第二条の十七」と改める。
**(昭和六十年度における特別措置法による公
務傷病年金等の額の改定)**
第二条の十七 前条第一項の規定の適用を受け
る年金については、昭和六十年四月分以後、
その額を、その算定の基礎となつている別表
第一の十九の仮定俸給(同条第七項の規定又
は同条第十二項において準用する第一条第六
項の規定により前条第七項各号に掲げる金額
又は従前の年金額をもつて改定年金額とした
年金については、同条第一項の規定により年
金額を改定したものとした場合にその改定年
金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対
応する別表第一の二十の仮定俸給を俸給とみ
なし、第二条第一項の規定に準じて算定した
額に改定する。この場合において、同項中
「別表第三」とあるのは、「別表第三の二十一」
と読み替えるものとする。

四月分以後、その額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 公務傷病年金 別表第四の二十七に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあっては、二十二万円を加えた額）

二 殉職年金 百三十一万九千円

三 公務傷病遺族年金 百二万五千円

四 前三項の規定の適用を受ける年金額（公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者については、これらの規定により算定した額に九万六千円を加えた額をもつて、これらの年金の額とする。この場合においては、第二条の九第五項の規定を準用する。）

五 公務傷病年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、第三項第一号に掲げる額に、配偶者である扶養親族については十五万八千四百円、配偶者以外の扶養親族については一人につき一万二千円（そのうち二人までについては、一人につき五万四百円）（配偶者である扶養親族がない場合にあっては、そのうち一人に限り十万六千八百円）を加えた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

六 殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者に扶養遺族がある場合には、第三項第二号に掲げる額に第一号に掲げる額を加えた額又は同項第三号に掲げる額に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれ同項第二号又は第三号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族一人につき一万二千円（そのうち二人までについては、一人につき五万四百円）

二 前号に掲げる額の十分の七・五に相当する金額

前各項の規定の適用を受けてその額が改定された年金の額（第四項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額）が、次の各

号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和六十年八月分以後、その年金の額を、当該各号に掲げる額に改定する。

一 公務傷病年金 別表第四の二十八に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあっては、二十二万円を加えた額）

二 殉職年金 百三十四万四千円

三 公務傷病遺族年金 百四万五千円

4 第四項の規定は、前項第二号又は第三号の規定の適用を受ける年金を受けられる権利を有する者について準用する。

5 第五項の規定は、公務傷病年金を受ける権利を有する者で扶養親族を有するものの当該年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第五項中「第三項第一号」とあるのは、「第七項第一号」と読み替えるものとする。

6 第六項の規定は、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける権利を有する者で扶養遺族を有するもののこれらの年金の額につき第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、第六項中「第三項第二号」とあるのは、「第七項第二号」と読み替えるものとする。

7 第一条の十四第九項の規定は、公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金を受ける者で、前各項の規定のうち年齢特例規定に規定する年齢に達していないものについて準用する。

8 第一条第六項の規定は、第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

9 第三条の十六第二項中「公共企業体」を「公共企業体等」に改め、「含む。」の下に「次条第二項において同じ。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（昭和六十年度における旧法による年金の額の改定）

第三条の十七 第一条の十七の規定は前条第

項の規定の適用を受ける年金（第三条第一項の規定の適用を受けた年金に係るものに限る。）の額の改定について、第二条の十七の規定は前条第一項の規定の適用を受ける年金（第三条第二項の規定による年金に係るものに限る。）の額の改定について、それ準用する。

2 第一条の十七の規定は前条第一項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金、障害年金又は遺族年金に限る。）の額の改定について、第二条の十七の規定は前条第二項の規定の適用を受ける年金（旧法第九十条の規定による年金のうち、公務傷病年金、殉職年金又は公務傷病遺族年金に限る。）の額の改定について、それぞれ準用する。

3 前項の規定（同項において準用する第一条の十七第一項から第三項までの規定に係る部分並びに前項において準用する第二条の十七第一項及び第二項に係る部分に限る。）は、国鉄共済組合が支給する年金については、適用しない。

第四条第一項中「第十条の八」を「第十条の十」に改め、同条第五項中「及び第十条の七第三項」を「第十条の七第三項及び第十条の九第二項」に改める。

第十条の七第一項中「及び第十五条の七」を「第十条の九、第十五条の七及び第十五条の九」に、「俸給調整期間」を「昭和五十七年度国俸給調整期間」に、「俸給調整適用者」を「昭和五十七年度国俸給調整適用者」に改め、同条第二項中「俸給調整適用者」を「昭和五十七年度国俸給調整適用者」に、「俸給調整期間」を「昭和五十七年度国俸給調整期間」に改める。

第十条の八第一項中「日本専売公社法」を「日本電信電話株式会社法」、「日本電信電話公社法」を「日本電信電話株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）附則第二十二条の規定による廃止前」の日本専売公社法」に、「日本電信電話公社法」に、「及び第十五条の

八」を「第十条の十、第十五条の八及び第十五条の十一」に、「俸給調整期間」を「昭和五十七年度公企体俸給調整期間」に、「俸給調整適用者」を「昭和五十七年度公企体俸給調整適用者」に改め、同条の次に次の二条を加える。
(昭和六十年度における新法による年金等の額の改定)

第十条の九 昭和五十八年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員(次項及び第三項の規定の適用を受ける者を除く)及び同年四月一日から昭和五十九年三月三十日までの間に新法の退職をした組合員(昭和五十八年度の組合員であつた期間及び昭和五十七年度の組合員であつた期間(昭和五十八年四月一日に引き続く期間に限る)内において、新法第二条第一項第五号に規定する俸給に係る給与法令の規定のうち一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号))の規定の適用を受けた昭和五十八年度内の期間又は当該俸給に係る給与法令の規定のうち同法以外のものの規定で同年度における改正が同法の改正に準じて行われたものの適用を受けた同年度内の期間及びこれに相当する昭和五十七年度内の期間で大蔵大臣が定めるもの(以下この条及び第十五条の九において「昭和五十八年度国(俸給調整期間)といふ。)がある者(以下この条及び第十五条の九において「昭和五十九年度国(俸給調整適用者)」という。)に限るものとし、次項の規定の適用を受ける者を除く。)に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で、昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十九号若しくは第十八号に規定する俸給年額若

しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第十条の二第一項後段の規定を準用する。

昭和三十一日までの間に新法の退職をした
昭和五十八年度国 の俸給調整適用者に係る
年金 昭和五十八年度国 の俸給調整期間に
係る新法第二条第一項第五号に規定する俸
給について昭和五十九年度における改正後

三十一年までの間に旧公企体長期組合員（昭和五十八年度の
した旧公企体長期組合員（昭和五十九年度の
旧公企体長期組合員であつた期間及び昭和五
十七年度の旧公企体長期組合員であつた期間
(昭和五十八年四月一日に引き続く期間に限

昭和五十七年三月三十一日以前に新法の退職した者に係る年金 当該年金の額を第十条の七第二項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた新法第四十二条第二項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十四の上欄に掲げる俸給年額のいづれの区分に属するかに応じ同表の中欄に

の給与法令の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき新法第四十二条第一項若しくは施行法第二条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額(当該俸給年額又は当該新法の俸給年額については、その額が五百四十万円を超える場合には、五百四十万円)。

(五十八年度公企体俸給調整期間)といふ。がる。)内において、旧公企体共済法に規定する。)における改正が一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じて行われたものの適用を受けた同年度内の期間及びこれに相当する昭和五十七年度内の期間で大臣が定めるもの(以下この条及び第十五条の十において「昭和五十八年度公企体俸給調整適用者」という。)に限る。)に係る統合法附則第十八条第

一 揭げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額
二 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十日までの間に新法の退職をした者に係る年金 昭和五十七年度国 の俸給調整適用者の昭和五十七年度国 の俸給調整期間に係る新法第二条第一項第五号に規定する俸給について昭和五十九年度における改

以前に新法の退職をした衛視等に係る新法附則第十三条の二から第十三条の四まで、第十一条の六又は第十三条の七の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金で、昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについて準用する。

正後の給与法令の規定の適用を、又は当該昭和五十七年度国・俸給調整期間以外の期間に係る同号に規定する俸給について昭和五十八年度における改正後の給与法令の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき新法第四十

4
一日前において現に支給されているものについては
準用する。

二条第二項若しくは施行法第一条第一項第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年

5 第一条第六項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額（当該俸給年額又は当該新法の俸給

(昭和六十年度における移行退職年金等の額の改定)

年額については、その額が五百四十万円を
超える場合には、五百四十万円)

第十条の十一 昭和五十八年三月三十一日以前に
旧公企体共済法の退職をした旧公企体長期組
合員及び同年四月一日から昭和五十九年三月

41

退職をした昭和五十八年度公企体俸給調整適用者に係る年金 昭和五十八年度公企体俸給調整期間に係る旧公企体共済法に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与準則の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき統合法附則第十八条第三項に規定する公企体基礎俸給年額又は統合法附則第二十四条第二項第二号に規定する施行法

二十二条第一項第十七号若しくは第十八号に規定する公企体基礎俸給年額又は統合法附則第二十四条第二項第二号に規定する施行法第三条第一項第一号若しくは第十一号に規定する恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額(当該公企体基礎俸給年額について、その額が五百四十万円を超える場合には、五百四十万円)。

る改正後の給与準則の規定の適用を、又は当該昭和五十七年度公企体共済法に規定する以外の期間に係る旧公企体共済法に規定する俸給について昭和五十八年度における改正後の給与準則の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき統合法附則第十八条第三項に規定

法第二条第一項第十七号若しくは第十八号に規定する恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額にその額が別表第十四の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

第二条第一項第十七号若しくは第十八号に規定する恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額とみなされた額(当該公企体基礎俸給年額については、その額が五百四十四万円を超える場合には、五百四十万円)を受ける年金の額の改定について適用する。

3 前二項の規定は、国鉄共済組合が支給する年金については、適用しない。

第五十条の七第一項中「俸給調整適用者」を「昭和五十七年度国の俸給調整適用者」と、「俸給調整期間」を「昭和五十七年度国の俸給調整期間」に改める。

第十五条の八第一項中「俸給調整適用者」を「昭和五十七年度公企体俸給調整適用者」と、「俸給調整期間」を「昭和五十七年度公企体俸給調整期間」に改め、同条第五項中「俸給調整適用者」を「昭和五十七年度公企体俸給調整適用者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(昭和六十年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第十五条の九 昭和五十八年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員(第四項の規定の適用を受ける者を除く。)及び同年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員(昭和五十八年度国の俸給調整適用者に限る。)に係る新法の規定による通算退職年金(第三項において「昭和五十八年三月三十一日以前等の通算退職年金」という。)で、昭和六十年三月三十一日において現に支給されているものについては、同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 五十六万二千八百四十八円

二 通算退職年金の仮定俸給(次のイ、ロ又はハに掲げる当該通算退職年金の区分に応

イ 昭和五十七年三月三十一日以前に新法の退職をした者に係る通算退職年金 当該通算退職年金に係る第十五条の七第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給に十二を乗じて得た額にその額が別表第十四の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる事を乘じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額

ロ 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に新法の退職をした者に係る通算退職年金 昭和五十七年度国の俸給調整適用者の昭和五十七年度国(の)俸給調整期間に係る新法第二条第一項第五号に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与法令の規定の適用を、又は当該昭和五十七年度国(の)俸給調整期間以外の期間に係る同号に規定する俸給について昭和五十八年度における改正後の給与法令の規定の適用を受けたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき新法第四十二条第二項に規定する俸給の額(その額が四十五万円を超える場合には、四十五万円)

ハ 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に新法の退職をした昭和五十八年度国(の)俸給調整適用者の俸給調整期間に係る新法第二条第一項第五号に規定する俸給について昭和五十九年度における改正後の給与法令の規定の適用を受けていたとしたならば当該年金の額の算定の基礎となるべき新法第四十二条第二項に規定する俸給の額(その額が四十五万円を超える場合には、四十五万円)

第十五条の五第二項及び第三項の規定は、
前項の規定の適用を受ける年金の額を改定す
る場合について準用する。この場合におい
て、同条第二項中「前項」とあるのは「第十
五条の九第一項」と、「次項第一号」とある
のは「次項の規定により読み替えた第十
五条の五第二項第一号」と、「前項第二号」と
あるのは「第十五条の九第一項第二号」と、同
条第三項中「前二項」とあるのは「第十五条の
九第一項の規定及び同条第二項において読み
替えられた前項」と読み替えるものとする。
昭和五十八年三月三十一日以前等の通算退
職年金に係る通算遺族年金で、昭和六十年三
月三十日において現に支給されているもの
については、同年四月分以後、その額を、當
該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前
二項の規定によりその額を改定するものとし
た場合の改定年金額の百分の五十に相当する
額に改定する。

4 前三项の規定は、第十五条の七第四項の規
定の適用を受ける年金で、昭和六十年三月三
十一日において現に支給されているものにつ
いて準用する。

5 第一項から第三項までの規定は、第十五条
の七第五項の規定の適用を受ける年金で、昭
和六十年三月三十一日において現に支給され
ているものについて準用する。
(昭和六十年度における移行通算退職年金及
び移行通算遺族年金の額の改定)
第十五条の十昭和五十八年三月三十一日以前
に旧公企体共済法の退職をした旧公企体長期
組合員及び同年四月一日から昭和五十九年三
月三十日までの間に旧公企体共済法の退職
をした旧公企体長期組合員(昭和五十八年度
公企体俸給調整適用者に限る。)に係る移行通

昭和六十年五月三十一日 参議院会議録第十九号

昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

一六三、四九〇
一六六、六二〇
一七五、六八〇
一八〇、一四〇
一八四、八四〇
一九三、八六〇
二〇二、九七〇
二〇五、三三〇
二一二、五二〇
二二二、五三〇
二三四、〇七〇
二四〇、六一〇
二五六、九七〇
二五九、八九〇
二七二、五三〇
二七五、〇一〇
二八六、九七〇
二八四、八三〇
二九七、五七〇
二九九、五四〇
三〇九、三三〇
三二一、五四〇
三三九、五五〇
三五三、六六〇
三六九、七一〇
三七七、八〇〇
三八五、四六〇
四〇〇、六八〇
四〇七、四七〇
四一四、九八〇
四二八、二六〇
四四二、二三〇
四四四、九四〇
四五七、五一〇
四五〇、二一〇
四八〇、二七〇
四八六、四七〇

一六八、九八〇
一七二、二〇〇
一八六、一五〇
一九一、〇〇〇
二〇九、二九〇
二一二、一二〇
二三〇、八八〇
二四一、八七〇
二四五、七五〇
二六八、七八〇
二八一、四一〇
二八三、九六〇
二九四、一〇〇
三〇六、〇五〇
三一九、三八〇
三四〇、一八〇
三一九、五九〇
三三〇、三三〇
三四〇、八八〇
三六五、一八〇
三八九、九三〇
三九七、五三〇
三四一、五九〇
五六〇、〇五〇
六八〇、六八〇
一九三〇、九三〇
一五三〇、五三〇
一三〇、一三〇
八四〇、八四〇
四六一、四一〇
四五八、一七〇
四七〇、〇一〇
四八二、一七〇
四五九、一七〇
四六三、九八〇
四六一、四一〇
四七〇、〇一〇
五〇〇、三七〇

別表第三の一二十(第二条の十七関係)

年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十九の仮定俸給の額が四九二、六三〇円を超える場合においては、その額に一三、九〇〇円を加えた額をこの表の仮定俸給とする。

| | |
|---------------------------|-------|
| 三三〇円、三三〇円以上のもの | 一三・〇割 |
| 二九四、一〇〇円を超えて三〇六、八八〇円以下のもの | 一四・五割 |
| 二八三、九六〇円を超えて二九四、一〇〇円以下のもの | 一四・八割 |
| 二〇〇、二九〇円を超えて二八三、九六〇円以下のもの | 二五・〇割 |
| 一九一、〇〇〇円を超えて二〇〇、二九〇円以下のもの | 二五・五割 |
| 一七二、二〇〇円を超えて一九一、〇〇〇円以下のもの | 二六・一割 |
| 一四〇、六九〇円を超えて一七二、二〇〇円以下のもの | 二六・九割 |
| 一三五、三三〇円を超えて一四〇、六九〇円以下のもの | 二七・四割 |
| 一二六、五二〇円を超えて一三五、三三〇円以下のもの | 二七・八割 |
| 一一三、〇二〇円を超えて一二六、五二〇円以下のもの | 二九・〇割 |
| 一一九、四二〇円を超えて一一三、〇二〇円以下のもの | 二九・三割 |
| 一〇五、一五〇円を超えて一一九、四二〇円以下のもの | 二九・八割 |
| 九三、二七〇円を超えて一〇五、一五〇円以下のもの | 三〇・二割 |
| 九〇、〇〇〇円を超えて九三、二七〇円以下のもの | 三〇・九割 |
| 八七、六九〇円を超えて九〇、〇〇〇円以下のもの | 三一・九割 |
| 八五、六五〇円を超えて八七、六九〇円以下のもの | 三一・七割 |
| 八三、六三〇円を超えて八五、六五〇円以下のもの | 三三・〇割 |
| 八〇、三七〇円を超えて八三、六三〇円以下のもの | 三三・四割 |
| 七八、三七〇円のもの | 三四・五割 |

別表第四の二十六の次に次の二表を加える。

別表第四の二十六の次に次の二表を加える。

| 障害の等級 | 年金額 |
|-------|------------|
| I | 四、二一〇、〇〇〇円 |
| II | 三、五〇三、〇〇〇円 |
| III | 二、八八一、〇〇〇円 |

に改める。

第三十三条第一項中「百三十七万円」を「百十四万円」に改め、同条第二項中「百三十七万円」を「百四十四万円」に、「百二十七万四千円」を「百三十四万四千円」に改め、同条第三項中「四万五千六百円」を「五万四百円」に改める。

第四十五条の三の二中「八十万六千八百円」を「八十三万五千円」に改める。

別表第一中「三、六九一、四〇〇円」を「三、八四九、八〇〇円」に、「一、五六六、四〇〇円」を「一、六一八、八〇〇円」に、「一、七四一、四〇〇円」を「一、八二一、八〇〇円」に改め、同表の備考三中「十四万七千六百円」を「十五万八千四百円」に、「四万五千六百円」を「五万四百円」に、「九万九千六百円」を「十万六千八百円」に改める。

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正）

第四条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十号中「第二条の十六」を「第二条の十七」に改める。

（昭和六十年六月三十日以前に給付事由が生じた国家公務員等共済組合法第八十一条第一項第一号又は第八十八条第一号の規定による年金について改定後の施行法第三十三条又は別表第一の規定を適用する場合には、同年四月分から同年七月分までの年金については、同条第一項中「百四十四万円」とあるのは「百四十一万五千円」と、同条第二項中「百四十四万円」とあるのは

「百四十一万五千円」と、「百三十四万四千円」とあるのは「百三十一万九千円」と、同表中「三、八四九、八〇〇円」とあるのは「三、八一九、八〇〇円」と、「二、六一八、八〇〇円」とあるのは「二、五九三、八〇〇円」と、「一、八二一、八〇〇円」とあるのは「一、八〇一、八〇〇円」とする。

（昭和五十八年度以降公企体共済法の退職をした者に係る移行年金の特例）

第三条 第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の法」という。）第三条の規定及び第三条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

（掛金の標準となる俸給に関する経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法第百条第三項の規定は、昭和六十一年四月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年三月分以前の掛金の標準となる俸給については、なお従前の例による。

（六十五歳以上の者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置）

第三条 第三条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）の規定は、昭和六十一年三月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年四月分以後適用する。

| 別表第四の二十八（第二条の十七関係） | | 四 | 五 |
|--------------------|------------|------------|-----------------|
| 障害の等級 | 年 | 金額 | 金額 |
| 一 | 四、二四〇、〇〇〇円 | 一、八三八、〇〇〇円 | 一、四八五、〇〇〇円 |
| 二 | 三、五三三、〇〇〇円 | 二、九一一、〇〇〇円 | 二、三〇一、〇〇〇円 |
| 三 | 二、八六三、〇〇〇円 | 一、八六三、〇〇〇円 | 一、五〇五、〇〇〇円 |
| 四 | 一・〇〇〇 | 一・六六、八〇〇円 | 一・〇〇〇 |
| 五 | 一・〇三一 | 五、一〇〇円 | 一・〇三五 |
| 六 | 〇円 | 一・〇〇〇円以上 | 一、二七五、〇〇〇円未満のもの |

| 別表第十四（第十条の九、第十条の十、第十五条の九、第十五条の十関係） | | 四 | 五 |
|------------------------------------|-------|--------|--------|
| 俸給年額 | 率 | 金額 | 金額 |
| 一、二七五、〇〇〇円未満のもの | 一・〇三五 | 五、一〇〇円 | 一・〇〇〇円 |
| 一、二七五、〇〇〇円以上五、二一六、一 | 一・〇三一 | 五、一〇〇円 | 一・〇三五 |
| 三〇円未満のもの | | | |
| 五、二一六、一三〇円以上のもの | | | |

（国家公務員等共済組合法の一部改正）

第二条 国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

（施行期日）

第二条 この法律による改正後の国家公務員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）第三条の規定及び第三条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

第三条 第二条の規定による改正後の国家公務員等共済組合法の长期給付に関する施行法（昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に旧公企体共済法（国家公務員等共済組合法の长期給付に関する施行法）による改正後の法と同一の規定を有する施行法）の規定は、昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に旧公企体共済法（国家公務員等共済組合法の长期給付に関する施行法）による改正後の法と同一の規定を有する施行法（以下「改正後の法」という。）の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

第四条 昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間に旧公企体共済法（国家公務員等共済組合法の长期給付に関する施行法）による改正後の法と同一の規定を有する施行法（以下「改正後の法」という。）の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

第五条 第二条の十一第一号に規定する旧公企体共済法をいう。以下同じ。の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。）をした者（国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号。以下「統合法」という。）第四条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第二百八十二号）第五条の二の規定の適用を受けた者に限る。）に係る統合法附則の規定により算

（国家公務員等共済組合法の一部改正）

第二条 国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条 国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条 第二条の二中「八十万六千八百円」を「八十万五千円」に改める。

第二十四条の二第一項第一号中「八十万六千八百円」を「八十三万五千円」に改め、同項第二号中「六十万五千円」を「六十二万六千三百円」に改める。

（国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

定した統合法附則第十八条第二項、第十九条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項に規定する移行退職年金、移行減額退職年金、移行障害年金又は移行遺族年金（以下この条において「移行年金」という。）の額（第一条の規定による改正後の昭和四十二年度以後における国家公務員等共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（以下「改正後の年金額改定法」という。）第十条の十の規定の適用があつた場合には、同条による改定後の年金額）が、当該移行年金に係る旧公企体共済法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金の額（その額について年金額の最低保障に関する旧公企体共済法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額）の算定の基礎となつていた旧公企体共済法第十七条第一項に規定する俸給年額にその額が改正後の年金額改定法別表第十四の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じ、これに当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）を同項に規定する俸給年額とみなし、旧公企体共済法の規定の例により算定した額（その額に五十円未満の端数があるときはこれを切り捨てて得た額として、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げて得た額とする。）に満たないときは、統合法附則の規定にかかるわらず、昭和六十年四月分以後、当該算定した額をもつて、当該移行年金の額とする。改正後の年金額改定法第十七条第四号の規定は、前項の規定の適用により増加する長期給付に要する費用の負担について準用する。（政令への委任）

第五条 前三条に定めるものほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

○大島友治君登壇、拍手
につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本法律案は、国家公務員等共済組合等から支給されている年金の額について、恩給の改善措置に準じその引き上げを図るほか、所要の措置を講じようとするものであります。
その主なる改正点を申し上げますと、第一は、現行の年金額を本年四月分以降、五十九年度の国家公務員給与の改善内容に準じて平均三・四%程度引き上げることとしておりますが、五十七年度に仲裁裁定等による給与改定の適用を受けた者で同年度に退職したものに係る年金額については、五十八年度の仲裁裁定等の改善内容に準じて平均一・八三%程度引き上げることとしております。また、五十八年度に仲裁裁定等による給与改定の適用を受けた者で同年度に退職したもの及び国鉄共済組合から年金の給付を受ける者については、その年金額の引き上げは行わないこととしております。第二は、六十五歳以上の者の受け取る退職年金及び公務関係年金等の最低保障額を引き上げることとしております。以上のほか、掛金及び給付額の算定の基礎となる俸給の最高限度額を引き上げることとする等所要の措置を講ずることとしております。
なお、衆議院において施行期日等について所要の修正が行われております。
委員会におきましては、人勧適用退職者と仲裁適用退職者の年金引き上げ率が異なる理由、国鉄共済年金の将来展望、財政調整五カ年計画についての諸問題、人事院勧告の完全実施等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつておりました。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は多数を討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数を

「大島友治君登壇、拍手」

もつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

栗林 卓司君
宮田 煙君
多田 省吾君
中西 珠子君
三治 重信君
秦野 草君
白木義一郎君
藤井 恒男君
服部 安司君
中山 千夏君
青木 茂君
山田耕三郎君
喜屋武真榮君
石井 道子君
大浜 方榮君
海江田鶴造君
小島 静馬君
仲川 幸男君
岡口 恵造君
高平 公友君
沢田 一精君
後藤 正夫君
成相 善十君
井上 吉夫君
坂野 重信君
山東 昭子君
上條 勝久君
遠藤 要君
源田 實君
中村 修治君
岩動 道行君
藏内 修治君
中山 太郎君
江島 淳君
飯田 太郎君
山田 太郎君
杉山 令攀君
田代 富士男君
教美君
前島 英三郎君
志村 哲良君

柄谷 道一君
峯山 昭範君
高桑 栗松君
田渕 哲也君
二宮 文造君
伏見 康治君
鳩山威一郎君
田中 正巳君
木本平八郎君
下村 泰君
秦 豊君
青島 幸男君
石井 一二君
岡野 裕君
工藤力砂美君
福田 宏一君
高木 正明君
梶原 清君
森下 泰君
佐々木 満君
長谷川 信君
堀内 俊夫君
夏目 忠雄君
斎藤栄三郎君
岡田 広君
中村 太郎君
熊谷太三郎君
加藤 武徳君
植木 光教君
古賀雷四郎君
大城 真順君
川原新次郎君
藤田 栄君
吉川 芳男君
矢野俊比古君
佐藤栄佐久君
杉元 恒雄君

半導体集積回路の回路配置に関する法律案
同日議長は、次の委員会遺漏承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一 目的 三菱石炭鉱業株 における災害の実情調査

派遣委員 岩本政光 対馬孝昌

井上計
木本平八郎
北海道
派遣地
一、

一、期間 五月二十六日及び二十七日の二日間
一、費用 概算三〇〇、〇〇〇円

右のとおり議決した。よつて参議院規則第百二十二条の二により承認を求めます。

昭和六十年五月二十三日

參議院議長 木村 隆男殿 商工委員長 陶矢 敬義

委員派遣承認要求書

一、目的 三菱石炭鉱業株式会社南大夕張炭管における災害の実情調査

一、派遣委員

田代白絹男
工藤万砂美
藤原房雄

一、派遣地 北海道 小笠原貞子

一、期間 五月二十六日及び二十七日の二日間
一、費用 概算三七五、一〇〇円

右のとおり議決した。よつて参議院規則第一百〇二条の二により承認を求めます。

昭和六十年五月二十三日

工ネルギー対策特別委員長 田代由紀男
参議院議長 木村 晦男殿

同日内閣から、参議院議員田英夫君提出大韓航空機事件の真由元月二月十日質問につき、二点、

機事件の真相究明に関する質問については、機密性を考慮する必要があり、これに日時を要するため、六日

十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第一項後段の規定による通知書を受領した。

議長の報告事項
去る二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

恩給法等の一部を改正する法律案

十五日までに各弁護士の国会法第七十五条第一項後段の規定による通知書を受領した。

号外 報告

同日国会において承認することを議決した次の件
を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
一千九百七十九年の海上における搜索及び救助に
関する国際条約の締結について承認を求めるの
件

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締
約国の全権委員会議（一千九百八十四年七月九日
から十日までパリ）の最終文書に附属する議定
書の締結について承認を求めるの件

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約
を改正する一千九百八十四年の議定書の締結につ
いて承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通
知した。

恩給法等の一部を改正する法律

半導体集積回路の回路配置に関する法律

去る二十五日衆議院から予備審査のため次の議案
が送付された。

半島振興法案（建設委員長提出）（衆第一六二号）
同日議員から次の質問主意書が提出された。

公有水面埋立計画に関する漁業補償契約ならび
に総会決議に関する質問主意書（久保宣君提出）
同日次の質問主意書を内閣に転送した。

大韓航空機〇七便墜事件の真相究明に関する
質問主意書（梶原敬義君提出）

高等学校における交通安全教育に関する質問主
意書（中村銳一君提出）

去る二十七日議長において、次のとおり當任委員
の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員
辞任
宮本 顯治君
近藤 忠孝君
大蔵委員
辞任
近藤 忠孝君
宮本 顯治君
去る二十八日議長において、次のとおり當任委員
の辞任を許可し、その補欠を指名した。

| | | 内閣委員 | | 運輸委員 | |
|---------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 辞任 | 野田 哲君 | 上田 稔君 | 志苦 裕君 | 井上 計君 | 補欠 |
| 出 口 廣光君 | 柄谷 道一君 | 安 田 隆明君 | 安 田 隆明君 | 小 柳 勇君 | 補欠 |
| 志 苦 裕君 | 裕 君 哲君 | 野 田 哲君 | 和 田 静夫君 | 柏 谷 照美君 | 補欠 |
| 近藤 忠孝君 | 宮 本 顯治君 | 内 藤 功君 | 安 武 洋子君 | 片 山 基市君 | 通信委員 |
| 大蔵委員 | 文教委員 | 大蔵委員 | 法務委員 | 予算委員 | 運輸委員 |
| 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| 鳴崎 均君 | （国会法第四十二 条第一項但書の 規定によるもの） | （国会法第四十二 条第一項但書の 規定によるもの） | （国会法第四十二 条第三項の規定によるもの） | （国会法第四十二 条第三項の規定によるもの） | （国会法第四十二 条第三項の規定によるもの） |
| 宮 島 混君 | 柳 川 覚治君 | 宮 本 顯治君 | 宮 本 顯治君 | 内 藤 功君 | 内 藤 功君 |
| 柏 谷 照美君 | 柏 谷 照美君 | 中 村 哲君 | 上 田 稔君 | 安 武 洋子君 | 安 武 洋子君 |
| 中 村 哲君 | 森 下 泰君 | 近 藤 忠孝君 | 近 藤 忠孝君 | 片 山 基市君 | 片 山 基市君 |
| 正邦君 | 泰君 | 忠君 | 穂君 | 和 田 静夫君 | 和 田 静夫君 |
| 田代由紀男君 | 竹山裕君 | 柳川 覚治君 | 柳川 覚治君 | 柏 谷 照美君 | 柏 谷 照美君 |
| 和田 静夫君 | 片山 甚市君 | 添田増太郎君 | 添田増太郎君 | 福間 知之君 | 福間 知之君 |
| 中村 哲君 | 中村 哲君 | 中村 哲君 | 中村 哲君 | 中村 哲君 | 中村 哲君 |

| | | 内閣委員 | | 運輸委員 | |
|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 辞任 | 志苦 裕君 | 上田 稔君 | 志苦 裕君 | 井上 計君 | 補欠 |
| 出 口 廣光君 | 安 田 隆明君 | 安 田 隆明君 | 安 田 隆明君 | 小 柳 勇君 | 補欠 |
| 志 苦 裕君 | 和 田 静夫君 | 和 田 静夫君 | 和 田 静夫君 | 柏 谷 照美君 | 補欠 |
| 近藤 忠孝君 | 片 山 基市君 | 片 山 基市君 | 片 山 基市君 | 通信委員 | 運輸委員 |
| 大蔵委員 | 文教委員 | 大蔵委員 | 法務委員 | 予算委員 | 内閣委員 |
| 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| （国会法第四十二 条第一項但書の 規定によるもの） | （国会法第四十二 条第一項但書の 規定によるもの） | （国会法第四十二 条第一項但書の 規定によるもの） | （国会法第四十二 条第三項の規定によるもの） | （国会法第四十二 条第三項の規定によるもの） | （国会法第四十二 条第三項の規定によるもの） |
| 志 苦 裕君 | 志 苦 裕君 | 志 苦 裕君 | 志 苦 裕君 | 志 苦 裕君 | 志 苦 裕君 |
| 安 田 隆明君 | 安 田 隆明君 | 安 田 隆明君 | 安 田 隆明君 | 安 田 隆明君 | 安 田 隆明君 |
| 和 田 静夫君 | 和 田 静夫君 | 和 田 静夫君 | 和 田 静夫君 | 和 田 静夫君 | 和 田 静夫君 |
| 柏 谷 照美君 | 柏 谷 照美君 | 柏 谷 照美君 | 柏 谷 照美君 | 柏 谷 照美君 | 柏 谷 照美君 |
| 福 間 知之君 | 福 間 知之君 | 福 間 知之君 | 福 間 知之君 | 福 間 知之君 | 福 間 知之君 |
| 中 村 哲君 | 中 村 哲君 | 中 村 哲君 | 中 村 哲君 | 中 村 哲君 | 中 村 哲君 |

| | | 内閣委員 | | 運輸委員 | |
|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 辞任 | 志苦 裕君 | 上田 稔君 | 志苦 裕君 | 井上 計君 | 補欠 |
| 出 口 廣光君 | 安 田 隆明君 | 安 田 隆明君 | 安 田 隆明君 | 小 柳 勇君 | 補欠 |
| 志 苦 裕君 | 和 田 静夫君 | 和 田 静夫君 | 和 田 静夫君 | 柏 谷 照美君 | 補欠 |
| 近藤 忠孝君 | 片 山 基市君 | 片 山 基市君 | 片 山 基市君 | 通信委員 | 運輸委員 |
| 大蔵委員 | 文教委員 | 大蔵委員 | 法務委員 | 予算委員 | 内閣委員 |
| 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 | 辞任 |
| （国会法第四十二 条第一項但書の 規定によるもの） | （国会法第四十二 条第一項但書の 規定によるもの） | （国会法第四十二 条第一項但書の 規定によるもの） | （国会法第四十二 条第三項の規定によるもの） | （国会法第四十二 条第三項の規定によるもの） | （国会法第四十二 条第三項の規定によるもの） |
| 志 苦 裕君 | 志 苦 裕君 | 志 苦 裕君 | 志 苦 裕君 | 志 苦 裕君 | 志 苦 裕君 |
| 安 田 隆明君 | 安 田 隆明君 | 安 田 隆明君 | 安 田 隆明君 | 安 田 隆明君 | 安 田 隆明君 |
| 和 田 静夫君 | 和 田 静夫君 | 和 田 静夫君 | 和 田 静夫君 | 和 田 静夫君 | 和 田 静夫君 |
| 柏 谷 照美君 | 柏 谷 照美君 | 柏 谷 照美君 | 柏 谷 照美君 | 柏 谷 照美君 | 柏 谷 照美君 |
| 福 間 知之君 | 福 間 知之君 | 福 間 知之君 | 福 間 知之君 | 福 間 知之君 | 福 間 知之君 |
| 中 村 哲君 | 中 村 哲君 | 中 村 哲君 | 中 村 哲君 | 中 村 哲君 | 中 村 哲君 |

四号) 審査報告書

同日内閣から、參議院議員秦豐君提出大韓航空機
撃墜事件についての政府の新たな答弁に関する質
問については、検討する必要がありこれに日時
を要するため、六月十五日までに答弁する旨の國
会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を
受領した。

一昨二十九日議長において、次のとおり當任委員
の辞任を許可し、その補欠を指名した。

昭和六十年五月三十一日 参議院会議録第十九号 議長の報告事項

組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第六八号)審査報告書